

令和6年度 第2回横浜市精神保健福祉審議会

令和7年3月28日(金)
14時00分～16時00分(予定)
市庁舎 18階なみき2～5会議室

《次 第》

- 1 開会
- 2 健康福祉局長挨拶
- 3 議題
 - (1) 第2期横浜市依存症対策地域支援計画 骨子案について
- 4 報告
 - (1) 依存症対策事業について(精神保健福祉課)
 - (2) 第5期横浜市障害者プランの策定スケジュールについて(障害施策推進課)
 - (3) 障害福祉分野におけるオンライン申請手続の開始について
(こころの健康相談センター)
 - (4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた令和6年度の取組状況について
(精神保健福祉課)
 - (5) 精神障害者ピアスタッフ推進・入院者訪問支援事業について
(精神保健福祉課)
 - (6) 令和7年度予算について(精神保健福祉課)

【配布資料】

- ・資料1 第2期横浜市依存症対策地域支援計画 骨子案について
- ・資料2 依存症対策事業について
- ・資料3 第5期横浜市障害者プランの策定スケジュールについて
- ・資料4 障害福祉分野におけるオンライン申請手続の開始について
- ・資料5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた令和6年度の取組状況について
- ・資料6 精神障害者ピアスタッフ推進・入院者訪問支援事業について
- ・資料7 令和7年度予算について
- ・資料8 横浜市精神保健福祉審議会条例
- ・資料9 横浜市精神保健福祉審議会運営要綱

令和6年度 横浜市精神保健福祉審議会委員名簿

令和7年3月21日時点

氏名	職名
浅見 剛	横浜市立大学医学部精神医学 教授
天貝 徹	横浜市医師会 常任理事 あまがいメンタルクリニック 院長
飯島 倫子	神奈川県弁護士会 横浜あかり法律事務所
井汲 悦子	横浜市精神障害者家族連合会 理事長
伊東 秀幸	田園調布学園大学 人間科学部心理学科教授
内嶋 順一	横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター 担当理事
大友 勝	横浜市精神障害者地域生活支援連合会 代表
加藤 伸輔	ピアサポートグループ在
金子 由紀子	横浜市精神障がい者就労支援事業会 統括施設長
川越 泰子	横浜市総合保健医療センター 地域精神保健部長
國吉 麻子	神奈川県看護協会 洋光台訪問看護ステーション 管理者
佐伯 隆史	神奈川県精神科病院協会 理事 医療法人誠心会 理事長
土志田 務	神奈川県精神保健福祉士協会 会長
長尾 孝治	中区生活支援センター 所長
萩原 綾子	神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター 副院長兼看護局長
長谷川 吉生	神奈川県精神科病院協会 監事 日向台病院 院長
馬場 淳臣	神奈川県精神科病院協会 理事 横浜日野病院 院長
三村 圭美	神奈川県精神神経科診療所協会 副会長 医療法人圭信会 東川島診療所 院長
山口 哲顕	神奈川県精神科病院協会 会長 港北病院 院長

令和6年度 横浜市精神保健福祉審議会 事務局名簿

区分	氏名	所属
事務局	佐藤 泰輔	健康福祉局長
	修理 淳	医療局保健所長(担当理事兼務)(医療医務監兼務)
	君和田 健	障害福祉保健部長
	小西 潤	担当部長(こころの健康相談センター長)
	中村 剛志	障害施策推進課長
	今井 智子	障害自立支援課長
	大津 豪	障害施設サービス課長
	松村 健也	企画課長
	菊池 潤	医療援助課長
	岩松 美樹	健康推進課長
	吉原 祥子	高齢在宅支援課長
	中村 秀夫	精神保健福祉課長(こころの健康相談センター担当課長兼務)
	川端 勇飛	障害施策推進課施策調整係長
	稲垣 秀樹	障害施策推進課共生社会等推進担当係長
	坂下 新悟	障害施策推進課計画推進担当係長
	米山 のぞみ	障害施策推進課指定・システム担当係長
	佐々木 善行	障害施策推進課担当係長
	渡辺 弥美	障害施策推進課相談支援推進係長
	大野 和義	障害施策推進課担当係長
	梅津 亜矢子	障害施策推進課区分認定係長
	品田 和紀	障害施設サービス課施設管理係長
	畑下 陽介	障害施設サービス課整備推進担当係長
	坂井 良輔	障害施設サービス課地域施設支援係長
	佐藤 央一	障害施設サービス課共同生活援助担当係長
	野口 慶太郎	障害施設サービス課施設等運営支援係長
	長戸 泰弘	障害施設サービス課担当係長
	大野 悟	障害自立支援課就労支援係長
	正寿 弘	障害自立支援課福祉給付係長
	東 宏子	障害自立支援課移動支援係長
	藤森 祐次	障害自立支援課社会参加推進係長
	梅田 久嘉	障害自立支援課居宅サービス担当係長
	香月 正樹	精神保健福祉課精神保健福祉係長
	久保 裕樹	精神保健福祉課担当係長
	小田 礼子	精神保健福祉課救急医療係長
	坂田 瑞恵	こころの健康相談センター相談援助係長
	吉田 裕光	こころの健康相談センター担当係長
牧野 香織	こころの健康相談センター依存症等対策担当係長	
楠田 裕司	企画課企画係長	
菊川 真希子	医療援助課担当係長	
秋田 萌	健康推進課健康づくり担当係長	
内山 みのり	高齢在宅支援課認知症等担当係長	
新堀 大吾	医療局医療政策課長	
徳丸 朝子	医療局医療政策課企画係長	



第2期 横浜市依存症対策地域支援計画

骨子案について

健康福祉局 精神保健福祉課

令和7年3月28日

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

次期依存症対策地域支援計画が目指すもの



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER



2040年 共にめざす都市像
「暮らしやすく誰もがWELL-BEINGを実現できるまち」

戦略2
「誰もがいきいきと生涯活躍できるまちづくり」



政策14
暮らしと自立の支援

主な施策5 依存症対策の充実（施策指標：支援者向け研修受講者数）

依存症の本人や家族等が気軽に相談し、早期に支援につながり、回復に必要な支援を受けることができるよう、正しい理解の促進と偏見の解消、相談先の普及・啓発に取り組みます。行政、医療、福祉・保健、教育、司法などの幅広い関係機関や民間支援団体等が連携し、関係者が一体となって依存症対策の取組を進めます。



＜基本理念＞

依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできること

依存症対策地域支援計画の概要

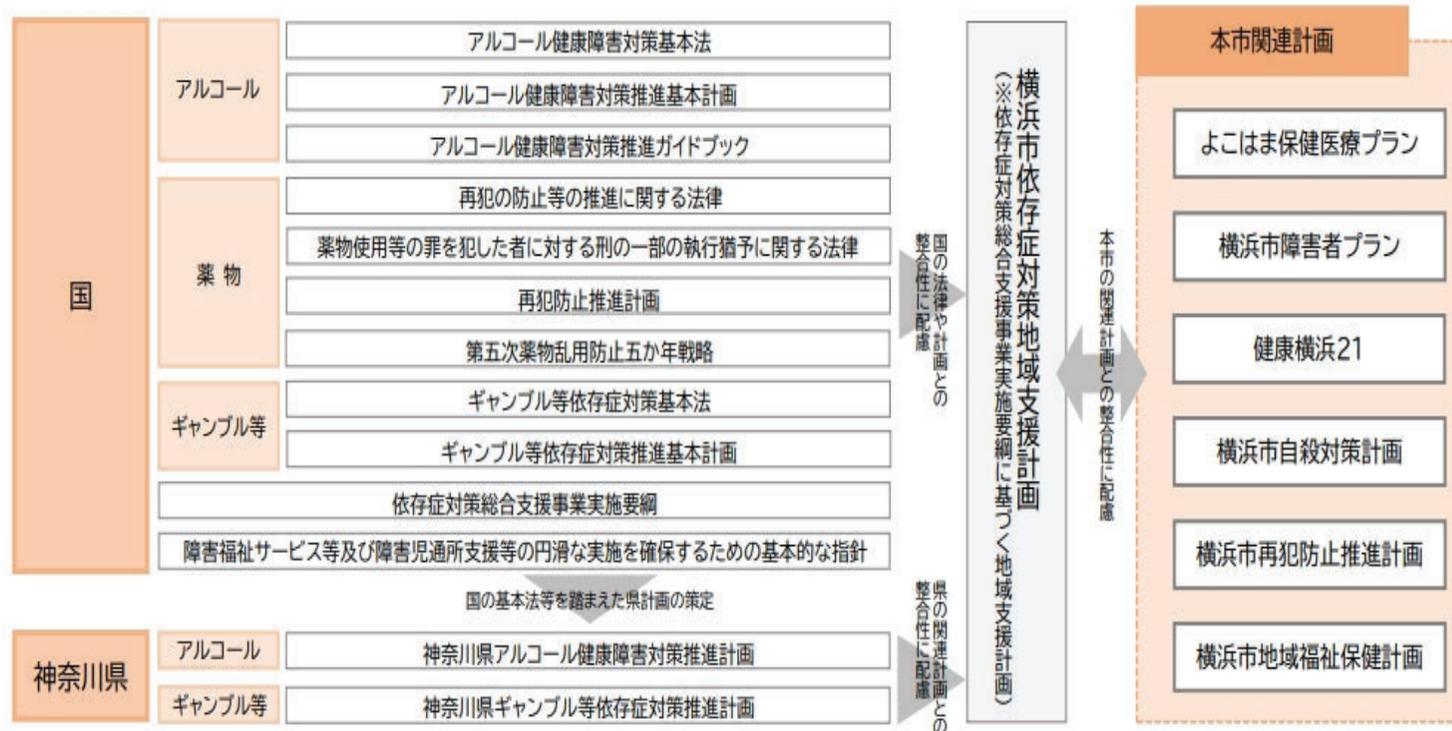
厚生労働省の依存症対策地域支援事業実施要綱で定められた地域支援計画として、本市における一層の依存症対策の推進を図るため、市と関係者が一体となって進める依存症対策の取組を定めた計画（任意計画）

- ・2021年度(令和3年度)に第1期計画を策定
- ・次期計画の計画期間は令和8年度～令和12年度(5年間)

依存症対策地域支援計画（現行）の位置づけ



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER



依存症対策地域支援計画（現行）の概要



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

基本理念
依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、
より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできること

基本方針
依存症の予防及び依存症の本人や家族等が自分らしく健康的に暮らすための支援に向け、
関係者がそれぞれの強みを生かしながら、連携して施策を推進すること

一次支援
(予防・普及啓発)

【重点施策1】
予防のための取組

【重点施策2】
依存症に関する正しい理解、
知識を広めるための普及啓発

二次支援
(早期発見・早期支援)

【重点施策3】
相談につながるための
普及啓発

【重点施策4】
身近な支援者等から
依存症支援につなげるための取組

三次支援
(回復支援)

【重点施策5】
専門的な支援者による
回復支援の取組

【重点施策6】
地域で生活しながら、
回復を続けることをサポートする取組

依存症相談の傾向 (横浜市こころの健康相談センター依存症相談窓口の相談傾向)



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

アルコール依存症

- ・相談対象者は男性が多いが、女性の割合も増加。
- ・男女ともに30代から増加し、40～50代で一気に増加。
- ・40代以上が過半数を占め、女性は30代の割合が多い。
- ・女性の相談件数は倍に増加（R3 87件→R4 187件）。
- ・他の依存症では若年層が増えているが、アルコール依存症は中高年・高齢者の相談が増加し、出口支援が困難となっている。

薬物依存症

- ・相談対象者は男性が多い。
- ・男性は40代以上、女性は30代以下に多い。
- ・違法薬物が6割を占めていたが、処方薬、市販薬の依存が徐々に増加。令和4年度に同程度の割合になった。
- ・処方薬、市販薬は男女とも30歳以下が中心。女性は顕著な増加傾向。

ギャンブル等依存症

- ・相談対象者は男女で比較すると圧倒的に男性が多く、女性は全体のほぼ10%程度。
- ・男性は一時的に40代から50代の世代が多くなった。
- ・令和2年度を除き、20代、30代の若年層が中心。
- ・令和4年度からは10代の相談も入るようになった。
- ・コロナ禍以降、オンラインギャンブルが増え、短期間での高額借金等が増え、20代～30代の若年層の対象者が急増している。

その他の依存症（ゲーム、買い物、性など）

- ・その他の依存症は、女性からの相談が多い。
- ・男性は30代以下、特にゲームの相談が多い。
- ・犯罪や多額な借金問題の相談も増加傾向。
- ・コロナ禍以降、買い物・ホスト・性などの相談が増加。
- ・若年層を中心に、依存症相談では対応困難な相談増加。
- ・発達障害や精神疾患等が背景にある相談者が増加。

本市の依存症の現状と課題



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

本市の現状と課題

- ・対象者に応じた手法・多様な媒体を活用した効果的な啓発の実施の必要性
- ・依存症の治療・支援等のみでは対応困難な相談の増加
- ・背景の生きづらさや依存症の多様化・複雑化による回復の仕方の多様化
- ・依存症対策と関連施策の更なる連携
- ・現場が必要な情報を吸い上げる仕組みづくり
- ・更なる依存症の理解と実践での知識の活用

関係者からの意見

- ・若年層の依存症の実態把握と対策の強化
- ・オンライン化など時代や社会情勢の現状にあわせた対策
- ・お互いの強み弱みを活かした関連機関との連携強化
- ・居場所づくりと関連施策との連携
- ・多様化・複雑化する依存対象への対策と関連施策との連携
- ・支援者全体の底上げ
- ・必要な支援が届く仕組みの強化

本市の現状と課題や関係者からの意見をもとに、
特に注力すべき施策として重点施策を設定する

第2期計画の方向性

基本理念、基本方針、3つの支援フェーズなど計画の枠組みは現計画を継続する。

現計画では、3つの支援フェーズをさらに重点施策1から6までに細分化していたが、これを見直し、本市の依存症の現状と課題を解決するために特に注力すべき施策を重点施策と位置付ける。

また、第2期計画では、基本理念を達成するための数値目標を新たに設定する。

第2期計画の方向性



基本理念
依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、
より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできること

基本方針
依存症の予防及び依存症の本人や家族等が自分らしく健康的に暮らすための支援に向け、
関係者がそれぞれの強みを生かしながら、連携して施策を推進すること

一次支援
依存症に関する正しい理解、
知識を広めるための普及啓発と
予防の取組

二次支援
相談につながるための普及啓発
と身近な支援者等から依存症支
援へつなげるための取組

三次支援
専門的な支援者による 回復支
援と地域で回復を続けることを
サポートする取組

達成目標
の状態

正しい理解・知識が広まり依存症に対する誤解や偏見がなくなり、依存症になるリスクが高い状況にある人やその周辺の人に向けて効果的な啓発活動ができていることで、依存症の発症が予防できている

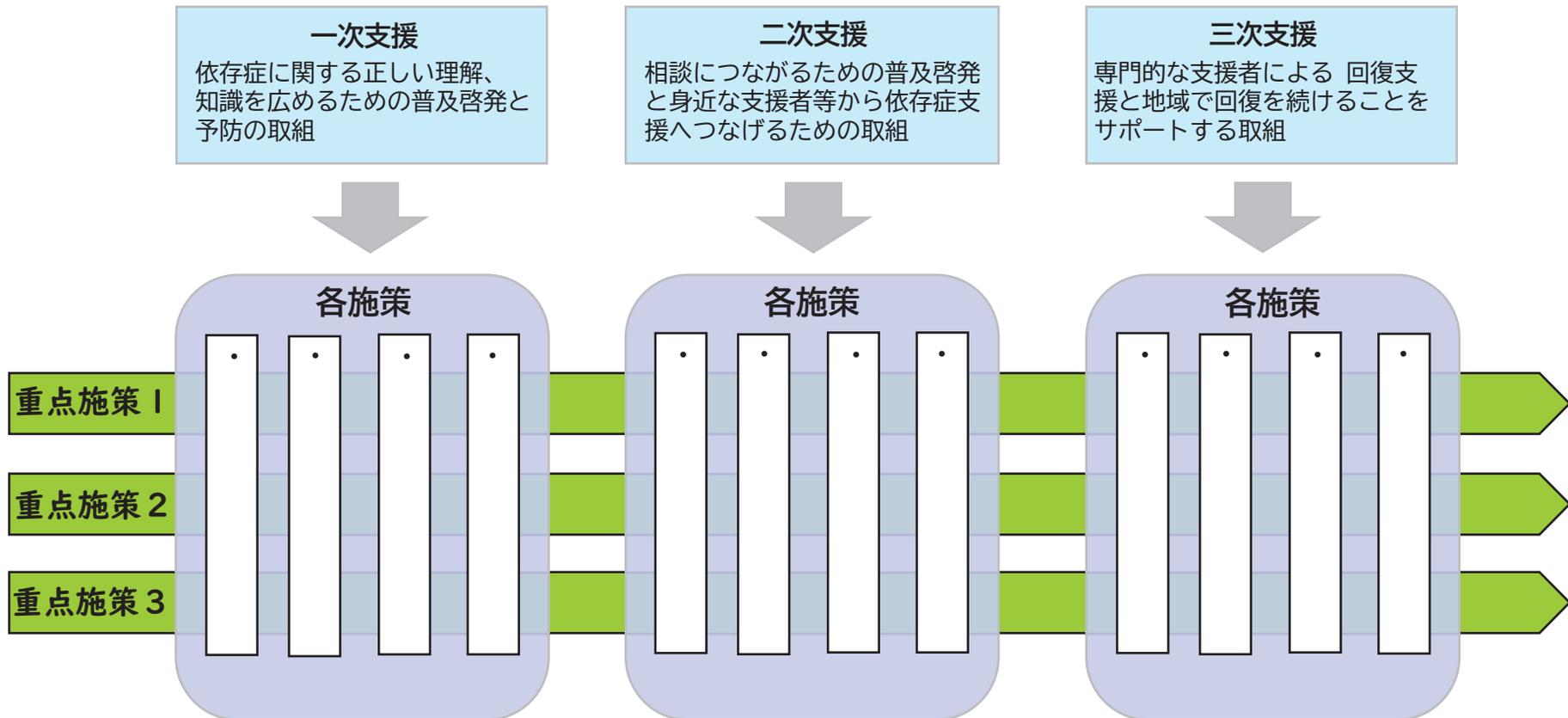
依存症の本人・家族等が適切な相談支援機関につながることができ、周辺課題等を専門とす身近な支援者等が適切に依存症支援につなぐことができている

必要に応じて専門的な支援者による 回復支援が実施できており、依存症の本人やそう家族等が地域で孤立せずに回復を続けることができている

第2期計画の方向性



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER



第2期計画の方向性

第1期計画では、具体的な数値目標が設定されておらず、計画に基づく施策の達成状況が見えにくかったという点を踏まえて第2期計画では3つの支援フェーズごと具体的な数値目標を掲げることとする。

第2期計画（案）

一次支援、二次支援、三次支援のそれぞれの支援フェーズごとの数値目標を新たに設置（連携会議参加機関数、依存症専門相談の相談件数など）

第1期計画

具体的な数値目標なし

第1期に行った主な取組（一次支援）



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

重点施策		成果	年度	実績
一 次 支 援	重点施策1 予防のための取組	ゲーム障害関連リーフレット「家族で考えよう!ゲームとのつきあい方」の配布	R3	市内500校の小中学校(小3~中3)に約174,000部配布。
			R4	市内499校の小中学校(小3~中3)に約177,000部配布。
			R5	市内498校の小中学校(小1~中3)に約264,000部配布。
		区役所等の関係機関における依存症関連リーフレット・チラシの配架・配布 ・依存症って知っていますか ・依存症のお悩みを抱えるあなたへ ・依存症家族教室のご案内 ・横浜版依存症回復プログラムWAI-Yのご案内ほか	R3	庁内機関120カ所、外部機関804カ所に配布
			R4	庁内機関120カ所、外部機関828カ所に配布
			R5	庁内機関121カ所、外部機関829カ所に配布
	重点施策2 依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発	動画サイト、電車広告、デジタルサイネージなどで依存症の正しい理解を促進する普及啓発動画の広告を配信	R3	JR横浜線、相鉄線、横浜シーサイドライン、神奈中バス、みなとみらい線、横浜市営地下鉄及び横浜市営バスの車内、駅等で依存症の相談奨励動画を放映
			R4	JR横浜線、相鉄線、神奈中バス、みなとみらい線、横浜市営地下鉄及び横浜市営バスの車内、駅等で依存症の相談奨励動画を放映 新横浜駅プロジェクターサイネージで依存症の相談奨励動画を放映
			R5	相鉄線、神奈中バス、横浜市営地下鉄及び横浜市営バスの車内、駅等で依存症の相談奨励動画を放映 横浜駅みなみ通路デジタルサイネージで依存症の相談奨励動画を放映 YouTube広告で依存症啓発動画を放映(2,053,423回再生)
			R3	横浜市が交付する民間団体活動支援事業補助金を活用し、民間支援団体等が講演会等を実施(5団体で10回)
R4	横浜市が交付する民間団体活動支援事業補助金を活用し、民間支援団体等が講演会等を実施(5団体で9回)			
R5	横浜市が交付する民間団体活動支援事業補助金を活用し、民間支援団体等が講演会等を実施(5団体で15回)			

第1期に行った主な取組（二次支援）



重点施策		成果	年度	実績
二期 発見・早期 支援	重点施策3 相談につながるための 普及啓発	検索エンジンで依存症関連ワードを検索した際に依存症 メール相談につなぐ広告を表示	R3	—
			R4	広告表示回数:260,842回 相談受付延件数(継続相談者含む):125件
			R5	広告表示回数:665,025回 相談受付延件数(継続相談者含む):125件
		依存症セルフチェックによる相談勧奨	R3	セルフチェック実施件数:1,901件(令和4年2月3日~3月31日)
			R4	セルフチェック実施件数:10,915件
			R5	セルフチェック実施件数:19,676件
	重点施策4 身近な支援者等から依 存症支援につなげるた めの取組	連携会議の開催	R3	開催回数:5回 参加機関:48機関
			R4	開催回数:4回 参加機関:50機関
			R5	開催回数:3回 参加機関:48機関
		支援者向けガイドライン「入門・イチから学ぶ依存症 支援~横浜市内で依存症及び関連課題に携わる支 援者向けガイドライン~」の策定	R3	連携会議の場等を活用し、内容の検討
			R4	初版を10月に策定 207機関に256冊配布、56冊販売。
			R5	第2版を10月に策定 330機関に330冊配布、11冊販売。

第1期に行った主な取組（三次支援）



重点施策		成果	年度	実績
三次支援 回復支援	重点施策5 専門的な支援者による回復支援の取組	依存症回復プログラム「WAI-Y」の実施	R3	参加実人数15人(延61人)参加
			R4	参加実人数19人(延113人)参加 第19回「精神科治療学賞」優秀賞受賞
			R5	参加実人数:10名(延42人参加)
		依存症家族教室の実施	R3	参加人数:99人
			R4	参加人数:116人
			R5	参加人数:101人
		民間支援団体等による様々な活動の実施	R3	民間支援団体補助金により、7団体が相談、ミーティング、普及啓発活動を13事業実施
			R4	民間支援団体補助金により、6団体が相談、ミーティング、普及啓発活動を11事業実施
			R5	民間支援団体補助金により、7団体が相談、ミーティング、普及啓発活動を12事業実施
	重点施策6 地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組	連携会議における事例検討など支援に係る情報の収集と共有	R3	※詳細は別紙
			R4	※詳細は別紙
			R5	※詳細は別紙
依存症回復支援団体の活動紹介による各団体の活動内容の共有		R3	—	
		R4	—	
		R5	4団体がこころの健康相談センターで当該団体の活動を紹介	

計画の骨子（案）



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

第1章：計画策定の趣旨

趣旨、位置づけ、計画期間、計画で取り扱う依存対象
推進体制、進行管理

第2章：横浜市の現状と課題等

横浜市における依存症の状況

市民意識調査結果、関係者からの意見等から見た主な課題

第1期計画の評価

第3章：横浜市の依存症対策における基本理念と取組の方向性

基本理念・基本方針・3つの支援フェーズ

具体的な取組内容・重点施策

具体的な数値目標

今後のスケジュール（予定）



明日をひらく都市
OPEN × PIONEER

	精神保健福祉審議会・庁内連携会議	依存症検討部会	その他
R7.3	②精神保健福祉審議会（骨子案検討）		骨子案完成
4			
5			医療機関等へのアンケート・ヒアリング調査の実施
6	①庁内連携会議（素案検討）	第1回検討部会（素案検討）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・現計画に基づく依存症対策の取組状況、評価 ・市の関連計画との整合性の確認 ・関連施策の検討 </div>
7			
8	①精神保健福祉審議会（素案検討）		
9			素案作成
10	②庁内連携会議（原案検討）	第2回検討部会（原案検討）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 素案公表・意見公募 </div>
11			原案作成
12	③庁内連携会議（市民意見募集結果）	第3回検討部会（市民意見募集結果）	
R8.1			
2			
3	②精神保健福祉審議会（策定状況報告）		

第2期計画策定

依存症対策事業について

本年度は、令和3年度に策定した「横浜市依存症対策地域支援計画」に基づき、依存症対策の充実に向けて取組を進めました。

1 令和6年度の依存症対策事業実施状況について

【主な状況】

- ・ 依存症専門相談件数は、昨年度と比較してやや増加傾向（速報値）。
- ・ 5月のギャンブル等依存症問題啓発週間に合わせ、市庁舎展示スペースでの依存症パネル展を開催。
- ・ 支援者向け研修を3回開催し、延べ165名参加。うち、1回は高齢者のアルコール健康問題をテーマに実施
- ・ ゲームに関する啓発ちらしを小中学校全学年に配布するとともに、家庭と学校の連絡システム「すぐーる」を活用したデータ配信も実施。

詳細は、別紙1「こころの健康相談センター等における令和6年度の依存症対策事業実施状況について」に記載しています。

2 令和6年度の横浜市依存症関連機関連携会議について

令和6年度は連携会議を2回開催しました。

第1回：8月1日から8月30日まで（書面開催）

<議題> (1)横浜市依存症関連機関の社会資源一覧について

(2)令和6年度第1回連携会議アンケート調査への協力依頼について

第2回：12月13日（集合及びWEB併用）

<議題> 依存対象をやめたい人・減らしたい人への支援等について考える

詳細は、別紙2「令和6年度 横浜市依存症関連機関連携会議について（報告）」に記載しています。

3 令和7年度の依存症対策事業の事業計画について

- ・ 第2期依存症対策地域支援計画を策定します。
- ・ 相談支援体制を強化し、より相談者に寄り添った支援を実施します。
- ・ 普及啓発、プログラムやセミナーの実施、民間支援団体の活動補助など、引き続き依存症対策を推進していきます。

4 令和6年度第2回依存症対策検討部会（1月31日）について

<主な意見>

- ・ 依存症パネル展はとてもよい取組だったが、より多くの市民の皆さんに来ていただけるよう宣伝方法を検討してほしい。
- ・ オンラインカジノの問題が話題になっているが、神奈川県警と連携した依存症対策を実施することも検討してほしい。
- ・ 回復プログラム等をオンラインも活用して実施することを検討してほしい。
- ・ 若年層でオーバードーズの問題を抱えている人が増えているが、学校以外で彼らが声を上げる場所づくりや薬剤師に対する横浜市からの働きかけも必要。
- ・ ヤングケアラーと依存症は関連性が深いため、次期計画においても取り上げるべき。
- ・ 次期計画については、事務局の示した骨子案の方向性で進めていく。

こころの健康相談センター等における
令和6年度の依存症対策事業実施状況について

<こころの健康相談センター及び精神保健福祉課が実施する取組>

実施月	事業・取組	取組詳細
5月	ギャンブル等依存症問題啓発週間	<ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎展示スペースでの依存症パネル展 ・公共交通機関等における動画広告の掲出 相談を勧奨する動画を公共交通機関等で放映。 <p>車内広告 横浜市営地下鉄ブルーライン（掲出期間：令和6年5月13日から令和6年5月19日まで）、横浜市営バス・神奈川中央交通バス（掲出期間：令和6年5月1日から令和6年5月31日まで）</p> <p>デジタルサイネージ 横浜駅みなみ通路（掲出期間：令和6年5月13日から令和6年5月19日まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報よこはま5月号（はま情報）の記事掲載 ・横浜市公式 SNS からの発信 ・よこはま企業健康マガジンからの発信
5月～	民間支援団体の活動紹介	<p>こころの健康相談センター会議室を民間支援団体の活動を紹介する場として活用。 開催数：5団体8回開催(令和7年1月時点)</p>
9～ 10月	スキルアップ研修	<p><第1回> 開催日時：令和6年10月9日 14：00～16：30 開催場所：オンライン開催 テーマ：【基礎編】依存症対応の基礎知識を学ぶ 講師：田中剛氏（矢田の丘相談室代表） 家族の体験談：全国ギャンブル依存症家族の会 神奈川家族メンバー 参加者：53人</p> <p><第2回> 開催日時：令和6年10月11日 14：00～16：30 開催場所：日本丸メモリアルパーク第1・2会議室 テーマ：【応用編】気持ちを引き出すテクニック 講師：田中剛氏 当事者の体験談：栗栖次郎氏（HOPE 湘南ダルク） 参加者：48人</p>

実施月	事業・取組	取組詳細
		<p><第3回> 開催日時：令和6年10月31日 14:00～16:30 テーマ：【テーマ別】高齢者のアルコール健康問題 講師：朝倉崇文氏（北里大学病院精神神経科医師・板橋ファミリークリニック院長） 川井雪詠氏（訪問看護ステーションかわい所長） 参加者：64人</p>
10月	依存症関連啓発資材の関係機関・団体への発送	<p>主に横浜市内の関係団体・機関・関連部署等へ、こころの健康相談センターで作成している広報物を発送し、実情に応じて配架・配布を依頼。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依存症に悩んでいませんか？ ・家族のハンドブック ・依存症のお悩みを抱えるあなたへ ほか <p>523カ所へ6種類計9,682部発送</p>
11月	アルコール関連問題啓発週間	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関等における動画広告の掲出 相談を勧奨する動画を公共交通機関等で放映。 <p>車内広告 横浜市営地下鉄ブルーライン（掲出期間：令和6年11月11日から令和6年11月17日まで）、横浜市営バス・神奈川中央交通バス（掲出期間：令和6年11月1日から令和6年11月30日まで）</p> <p>デジタルサイネージ 横浜駅みなみ通路（掲出期間：令和6年11月11日から令和6年11月17日まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市公式 SNS からの発信 ・よこはま企業健康マガジンからの発信

実施月	事業・取組	取組詳細
11月	アルコール依存症家族向けセミナー	<p>開催日時：令和6年11月24日 14:00～16:30 開催場所：横浜情報文化センター6階情文ホール 市民公開講座 アルコール依存からの回復（横浜市立大学附属市民総合医療センター・横浜市主催）</p> <p>【第1部】 アルコール依存症の早期発見・早期治療～みんなで気づこうアルコール依存症～ 宮内雅利氏（横浜市立大学附属病院精神科助教）</p> <p>【第2部】 依存症家族体験談 樋口温子氏（横浜断酒新生会）</p> <p>【第3部】 山口達也 依存症と共に生きる 山口達也氏（株式会社山口達也代表取締役）</p> <p>【第4部】 アルコール依存症における減酒治療について 宮内雅利氏、樋口温子氏、山口達也氏によるトークセッション 参加者：108人</p>
11月	ゲームに関する啓発ちらしの作成・小中学校での配布（教育委員会と共同実施）	<p>家庭でのゲームとの付き合い方を子どもと話し合い、ルール作りをするきっかけとなること、また、ゲームによる問題がすでに起きている場合に相談につながることを目的とした、保護者向けのちらしを作成し、市立の小中学校で配布。加えて、家庭と学校の連絡システム「すぐーる」を活用したデータ配信を実施。 対象：市立小中学校全学年</p>
3月	依存症関連啓発資材の関係機関・団体への発送	<p>主に横浜市内の関係団体・機関・関連部署等へ、こころの健康相談センターで作成している広報物を発送し、実情に応じて配架・配布を依頼。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依存症って知っていますか？ ・依存症セルフチェック ・依存症のお悩みを抱えるあなたへ ・令和7年度依存症事業チラシ ほか <p>494カ所へ10種類計34,972部発送予定</p>
通年	若年層向け普及啓発動画の動画広告	若年層向けの依存症の正しい理解を促進する普及啓発動画をYouTubeインストリーム広告にて配信

実施月	事業・取組	取組詳細
通年	インターネットリスティング広告	Yahoo! 及び Google の検索エンジンでの依存症に関連する単語で検索された際に、こころの健康相談センターを案内するインターネット広告の表示
通年	メール相談支援事業	上記広告を活用し、背景に依存症の問題を抱えるハイリスク者を対象としたメール相談を実施
通年	家族等向け支援紹介動画の公開	家族等向け支援紹介動画のインターネット上及び市役所庁舎等での公開
通年	依存症セルフチェックウェブページの公開	Web 上で依存症の簡易スクリーニングテストができるページを公開。 依存対象：アルコール (AUDIT)、薬物 (DAST-20)、ギャンブル等 (SOGS)、インターネット (IAT)
通年	減酒外来におけるアルコール依存症の早期発見・早期継続支援及び普及啓発事業	横浜市立大学への委託事業で、市民総合医療センター内の減酒外来において、以下の取組を実施。 (1) 専門職員を配置し、通院患者・入院患者のアセスメント、依存症治療・支援へのつなぎ (2) 民間団体との連携及び支援情報の収集と整理 (3) 地域の医療機関の医療従事者向けに専門的な医療の知見を活かした研修、一般市民及び依存症者の家族等向けの普及啓発
通年	家族教室	月 1 回こころの健康相談センター会議室で実施。うち、年 2 回程度は、公開セミナーとして開催。医療機関、民間支援団体等からの講師による講義・体験談、クラフト。回復施設等のスタッフもアドバイザーとして毎回参加。 延べ参加者：239 人 (12 月時点) ※公開セミナー含む
通年	回復プログラム	全 10 回×2 クールをこころの健康相談センター会議室で実施。延べ 55 人 (12 月時点) 回復施設等のスタッフもアドバイザーとして毎回参加。

実施月	事業・取組	取組詳細																					
通年	専門相談	専門相談員による電話・面接・メールでの相談 4月～12月分（速報値）																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>主たる依存対象</th> <th>延べ件数</th> <th>(参考)R5計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルコール</td> <td>336</td> <td>452</td> </tr> <tr> <td>薬物</td> <td>103</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>ギャンブル等</td> <td>224</td> <td>208</td> </tr> <tr> <td>ゲーム</td> <td>71</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>203</td> <td>243</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>937</td> <td>1146</td> </tr> </tbody> </table>	主たる依存対象	延べ件数	(参考)R5計	アルコール	336	452	薬物	103	180	ギャンブル等	224	208	ゲーム	71	63	その他	203	243	合計	937	1146
		主たる依存対象	延べ件数	(参考)R5計																			
		アルコール	336	452																			
		薬物	103	180																			
		ギャンブル等	224	208																			
		ゲーム	71	63																			
		その他	203	243																			
合計	937	1146																					
随時	連携会議	<第1回> 書面開催 議題 1、横浜市依存症関連機関の社会資源一覧について 2、アンケート調査への協力依頼について 参加機関：47 機関 <第2回> 開催日時：令和6年12月13日 15:00～17:00 場所：横浜市こころの健康相談センター会議室 テーマ：依存対象をやめたい人と減らしたい人への支援等 有識者：小林桜児氏、松崎尊信氏 参加機関：34 機関																					
その他	民間支援団体補助金	民間支援団体の活動を支援するため、団体が実施するミーティングや普及啓発、相談活動等の事業への補助金を交付 交付決定数：7団体12事業 （令和5年度：7団体12事業）																					

令和6年度 横浜市依存症関連機関連携会議について(報告)

1 横浜市依存症関連機関連携会議について

こころの健康相談センターでは、依存症対策事業の連携強化への取組の一つとして、令和2年度から依存症関連機関連携会議（以下、「連携会議」という）を開催しています。

今年度は全体会を2回開催しました。第1回連携会議は書面で開催し「本市の依存症対策や相談・支援の傾向等」についてアンケート調査を実施しました。第2回連携会議では「アンケート結果等をふまえた各機関・団体の取組状況」などについて意見交換しました。

2 令和6年度 第1回連携会議(全体会)の実施報告について

(1) 日程・開催形式

令和6年8月1日(木)から令和6年8月30日(金)まで 書面開催

(2) 議題

ア 横浜市依存症関連機関の社会資源一覧について

イ 令和6年度第1回連携会議アンケート調査への協力依頼について

(3) 主な意見等

本市の依存症対策や最近の相談傾向・各機関の取組状況などについてアンケート調査。

【社会資源一覧】

- ・機関名・住所・連絡先以外に、相談可能な依存対象等の概要を記載してほしい。
- ・他機関の取組を知ることは、自機関の支援に役立つほか、自機関の振り返りにもなる。

【連携会議】

- ・連携会議に参加して、依存症支援の流れや他機関・団体の取組を知ることができた。
- ・顔の見える関係ができて、具体的な連携や他機関・団体への紹介につながった。

【普及啓発】

- ・若年層には SNS など、年代等ごとに情報をキャッチしやすい媒体の活用が必要。
- ・自分には関係ないと思う層にも関心を持ってもらえるような啓発の工夫が必要。
- ・自ら検索等しなくても自然と目に入る啓発（交通広告・ポスター・展示等）も大切。
- ・依存症の認知度が高まってきたので、よりわかりやすく発信する工夫が求められる。

【人材育成】

- ・依存症専門機関以外の身近な支援者、教育機関、職場などに向けて、予防教育や依存症の基礎知識などの研修等を実施してほしい。
- ・オンラインやオンデマンド配信等、受講しやすい方法で研修等を開催してほしい。
- ・対応には、個人差がある。支援者全体の底上げが必要ではないか。
- ・座学にとどまらず、実践で知識を活用できるような研修内容等の工夫が必要。

【相談傾向・取組等の状況】

- ・女性や若年層の依存症が増えているが、まだまだ受け皿が少ないと感じる。
- ・クロスアディクションや重複障害、身体合併等、問題の複雑化・多様化により、依存症・福祉・医療等、それぞれ単独の支援では対応が困難となっている。

【地域連携】

- ・自助グループや家族会等、一度参加しても、その後つながらないことが多い。また、つながるまで長い時間がかかる。支援者側にもつなげるための工夫等が求められる。
- ・専門医療機関や専門相談窓口への相談は増加しているが、早期に相談等につながった場合、予防的な助言を求めている、地域の社会資源へのつなぎまでは希望しないことが多いと感じる。
- ・身近な支援者も「依存症かもしれない」と気づく視点を持つことが大切。

【第1回連携会議のまとめ】

- ・依存症は表面上の依存行動の課題だけでなく、背景に様々な生きづらさを抱えていることが多く、適したつなぎ先が見つかりにくいケースが増えている。依存症にとどまらない幅広い知識や社会資源等の情報収集・つなぎが求められる。
- ・依存症が多様化・複雑化し、自機関のみで対応することが困難となってきたため、他機関・団体との連携にあたっては、お互いに「人と人をつなぐ」という意識を持ち、より丁寧に関わることが大切。
- ・機関間のさらなる連携強化のため、他機関の現状や課題・具体的な支援等を知ることは有効。引き続き、連携会議がその機会の一つとなるとよい。

3 令和6年度 第2回連携会議(全体会)の実施報告について

(1) 日程・開催形式

令和6年12月13日(金) 午後3時から午後5時まで 集合及びWEB併用

(2) 議題

テーマ：「依存対象をやめたい人・減らしたい人への支援等について考える」

(有識者) 神奈川県立精神医療センター 小林 桜児 先生

久里浜医療センター 松崎 尊信 先生

(3) 主な意見等

作成予定の社会資源一覧や議題のテーマに沿って意見交換。

【社会資源一覧】

- ・連携会議等の場を通してコミュニケーションを取り、各機関・団体の強みなどが幅広く知られるよう情報発信できるとよい。
- ・情報はなるべく一元化して、わかりやすく発信してほしい。
- ・検索サイト等は一方的な発信になるため、現場の情報をどう吸い上げるのかは課題。

【現状の課題等】

- ・SNS、買い物等、現代社会ではやめることが難しいものへの依存や、ホストなど、医療では対応しきれない、また病院に行こうとは思えないものへの依存も増えている。様々な依存対象があり、社会資源等の情報収集が追いつかない。
- ・やめたい人・減らしたい人が共存する場では、目標の違いから輪が乱れたり、「やめたい」という気持ちが揺らいだりすることがある一方、迷いを発言した時に、相互作用で断酒希望に変わっていくこともある。
- ・依存症が多様化・複雑化したことで、回復の考え方も多様化し、支援者には個々の特性に合わせた対応力が求められ、人材育成も課題となっている。
- ・依存症の問題は、まだまだ地域には馴染んでいないため、依存症の知識を得たり、現場の話聞く機会等を持ってもらうことで、理解が深まっていくとよい。
- ・支援者の間でも「ハームリダクション」の解釈が異なるため、考え方の共通認識を持つことや、支援目標等を共有し理解することが求められる。

【関わり方の変化等】

- ・違法薬物など「減らす」という考え方が馴染まない場合、「やめられない人」、「やめる決心がついていない人」、「やめる自信がない人」というスタンスで関わっている。
- ・以前は、家族は家族、本人のことは本人と明確に境界線を引いていたが、最近は回復し続けている本人と一緒に対話し、家族も連携して関わるのが大切だと感じている。
- ・自助グループや回復支援施設では、「使用しながらでもよい」という考え方で利用は難しいが、現状止まっていなくても、「今はやめられないが、最終的には手放していく」という動機づけをしていくような支援に変わりつつある。
- ・減酒等は依存症の入り口や治療等のハードルを下げるには効果あり。支援から漏れそうな人は、自助グループや回復支援施設などの居場所で救われることもある。

【支援にあたり大切にしていること】

- ・引き金となっている背景が何か知ること、正直に話せたことを評価することが、結果的に減らすこと・やめることにつながる。
- ・回復には、支援者が本人の両面的な思いに寄り添い、自尊心を高めるような関わりを続けることが大切。

【第2回連携会議のまとめ】

- ・依存症からの回復には、人とのつながり、安心できる居場所をつくること、継続的な支援が欠かせない。本人に合った支援等につなぎ、継続して支えていくことが大切。
- ・支援者には、本人が何に困っているか等のアセスメントや、どのようなルートが回復に役立つか等を見立てるスキルが求められる。
- ・依存対象を断つこと・減らすことの支援等は、どちらも考えていく必要がある。多様化する状態像に対応できるよう、様々な分野の機関・団体がお互いの強み弱みを知り、連携して支援等することが必要。

4 次年度の連携会議について

- ・令和7年度も継続して連携会議を開催します。引き続き現場の意見を丁寧に伺いながら、参加機関・団体とのネットワークの構築を図っていきます。
- ・開催にあたっては、内容に応じて形態を工夫しながら開催していきます。
- ・社会資源一覧の活用や啓発週間等での取り組み、支援者研修等を通じ、依存症の理解に向けた普及啓発や人材育成等に取り組んでいきます。

5 令和6年度 横浜市依存症関連機関連携会議 参加機関・団体一覧

		団体名等	第1回	第2回
1	有識者	地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター	○	○
2	有識者	独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター	○	○
3	自助グループ	AA 横浜地区メッセージ委員会	○	
4	自助グループ	横浜断酒新生会	○	○
5	家族会	横浜断酒新生会（家族会員）	○	○
6	自助グループ	ナルコティクスアノニマス 南関東エリア	○	
7	自助グループ	ナラノン・ファミリー・グループ ジャパンNSO	○	
8	家族会	NPO 法人横浜ひまわり家族会	○	○
9	自助グループ	GA（日本インフォメーション）	○	
10	自助グループ	ギャマノン	○	○
11	家族会	全国ギャンブル依存症家族の会 神奈川	○	○
12	自助グループ	あざみ野ファミリー12ステップ	○	
13	専門医療機関	地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター	○	○
14	専門医療機関	医療法人誠心会神奈川病院	○	○
15	専門医療機関	医療法人社団祐和会 大石クリニック	○	○
16	医療機関	公立大学法人横浜市立大学附属 市民総合医療センター	○	○
17	医療機関	横浜市立市民病院 神経精神科	○	
18	回復支援施設	NPO 法人 RDP RDP 横浜	○	○
19	回復支援施設	NPO 法人あんだんて 女性サポートセンターIndah(インダー)	○	○
20	回復支援施設	NPO 法人ギャンブル依存ファミリーセンターホープヒル	○	
21	回復支援施設	NPO 法人市民の会 寿アルク	○	
22	回復支援施設	NPO 法人ステラポラリス	○	○
23	回復支援施設	ダルク ウィリングハウス	○	○
24	回復支援施設	日本ダルク神奈川	○	
25	回復支援施設	NPO 法人ヌジュミ デイケアセンターぬじゅみ	○	○
26	回復支援施設	NPO 法人 BB 横浜市地域活動支援センターBB	○	○
27	回復支援施設	一般社団法人ブルースター横浜	○	○
28	回復支援施設	一般社団法人 HOPE	○	○

		団体名等	第1回	第2回
29	回復支援施設	NPO 法人横浜依存症回復擁護ネットワーク 横浜リカバリーコミュニティー	○	○
30	回復支援施設	NPO 法人横浜ダルク・ケア・センター	○	
31	回復支援施設	NPO 法人横浜マック 横浜マックデイケアセンター	○	○
32	回復支援施設	株式会社わくわくワーク大石	○	○
33	回復支援施設	認定 NPO 法人ワンデーポート	○	
34	関連機関	NPO 法人のびの会	○	○
35	支援機関	社会福祉法人同愛会地域活動ホームくさぶえ 都筑区基幹相談支援センター	○	
36	支援機関	社会福祉法人神奈川県匡済会 横浜市踊場地域ケアプラザ	○	○
37	支援機関	公益社団法人総合保健医療財団 横浜市港北区生活支援センター	○	○
38	支援機関	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 横浜市高次脳機能障害支援センター	○	○
39	支援機関	社会福祉法人横浜やまびこの里 横浜市発達障害者支援センター	○	○
40	司法機関	神奈川県司法書士会	○	○
41	行政機関	法務省 横浜保護観察所	○	○
42	行政機関	横浜市港南区福祉保健センター高齢・障害支援課 高齢者支援担当	○	○
43	行政機関	横浜市泉区福祉保健センターこども家庭支援課	○	
44	行政機関	横浜市旭区福祉保健センターこども家庭支援課	○	○
45	行政機関	横浜市都筑区福祉保健センター高齢・障害支援課 障害支援担当	○	○
46	行政機関	横浜市鶴見区福祉保健センター高齢・障害支援課 障害者支援担当	○	
47	行政機関	横浜市健康福祉局生活支援課	○	○
48	行政機関	横浜市中区福祉保健センター生活支援課	○	
49	行政機関	横浜市南部児童相談所	○	○
50	行政機関	横浜市青少年相談センター	○	○

第5期横浜市障害者プランの策定スケジュールについて

「第4期横浜市障害者プラン」は、令和3年度～8年度の6年間を計画期間としています。計画期間の終了に先立ち、令和7年度から、「第5期横浜市障害者プラン（令和9年度～14年度）」の策定に取り組みます。

つきましては、策定に向けた今後の取組スケジュールを御報告します。

1 障害者プランの概要

「横浜市障害者プラン」は、「障害者計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の3つの法定計画を一体的に策定した計画です。

・障害者計画

障害者基本法に基づき、本市における障害者に関する基本的な施策の方向性及びその実現のために必要な個別の事業等を定める計画

・障害福祉計画、障害児福祉計画

円滑にサービス提供が進むよう、障害福祉におけるサービスごとに必要な利用の見込み量等を定める計画として、障害者総合支援法・児童福祉法に基づく計画

【参考】第5期横浜市障害者プランの構造

○計画期間：令和9年度（2027年度）から令和14年度（2032年度）まで。

○位置付け：第4期障害者プランと同様、「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の3つの法定計画を一体的に策定。

第5期横浜市障害者プラン					
令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)
障害者計画（＝施策の方向性及び個別の事業等を定める計画）					
障害福祉計画 （＝サービス利用の見込み量等を定める計画）			障害福祉計画 （＝サービス利用の見込み量等を定める計画）		
障害児福祉計画 （＝サービス利用の見込み量等を定める計画）			障害児福祉計画 （＝サービス利用の見込み量等を定める計画）		

見直し

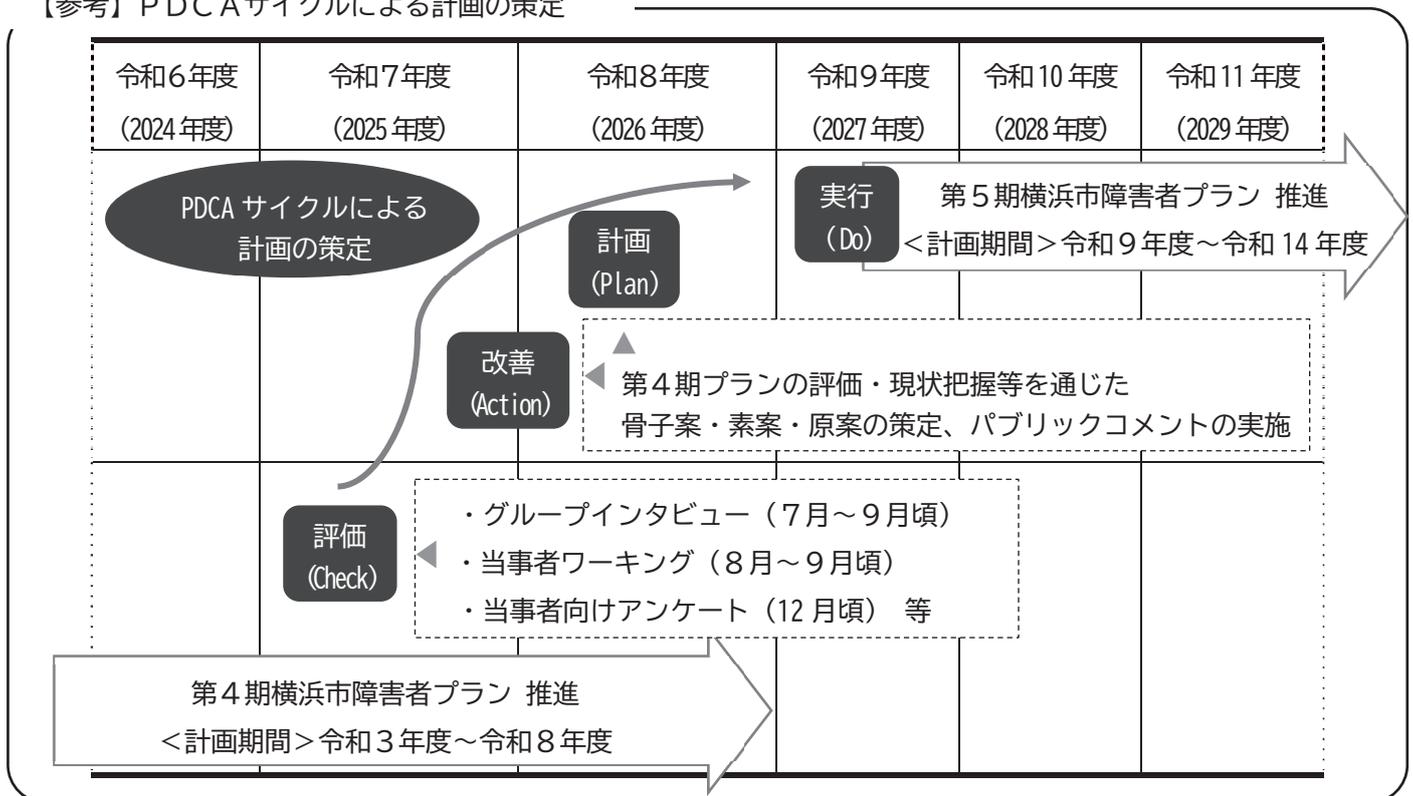
2 障害者プラン策定の進め方

策定にあたっては、「PDCAサイクル」に基づき、第4期横浜市障害者プラン等に対する「評価 (Check)」を行い、そのうえで、「改善(Action)」「計画策定(Plan)」に繋げ、「計画推進 (Do)」を目指します。

その中で、「グループインタビュー」「当事者ワーキング」「当事者向けアンケート」「パブリックコメント (市民意見募集)」等を実施し、障害当事者や家族、障害児・者関係団体、事業者等市民の皆様から御意見をいただきながらともに作りあげていきたいと考えています。加えて、専門的な見地から幅広い視点での協議を行うため、横浜市障害者施策推進協議会の専門委員会である障害者施策検討部会*を中心に、検討を進めていきます。

※令和7年度は3回程度、開催予定です。

【参考】PDCAサイクルによる計画の策定



(1) グループインタビュー (7月～9月頃)

当事者や家族、障害関係団体等に対して、現状やニーズを把握するためのインタビューを行います。

(2) 当事者ワーキング (8月～9月頃)

日々の生活で感じている「困りごと」や、その「解決方法」、その他本市障害福祉施策に対して感じていること等について、当事者同士で意見交換や検討を行う当事者ワーキングを開催します。

(3) 当事者向けアンケート (12月頃)

12月頃に、本市の各障害者手帳所持者の10%程度(約18,000人)の方たちに対して、無作為抽出によるアンケートを実施します。

3 スケジュール（予定）

日程	内容
令和7年度	
7月～9月頃	障害者関係団体等へのグループインタビューの実施
8月～9月頃	当事者ワーキングの実施
12月頃	当事者向けアンケートの実施
3月頃	骨子案の検討開始
令和8年度	
6月頃	素案の検討開始
9月頃	素案に対するパブリックコメント（市民意見募集）の実施
12月頃	原案の策定
3月頃	第5期横浜市障害者プランの完成

※検討の状況により、時期等に変更が生じる場合があります。

障害福祉制度のオンライン申請について

横浜市役所では、障害のある人が利用する制度の一部の申請について、パソコンやスマートフォンを使って手続きできる「オンライン申請」を、次のとおり開始します。

1 開始日 令和7年2月25日(火)

2 対象の手続

<p>(1) 自立支援医療(精神通院医療)</p> <p>再交付申請 更新申請</p> <p>変更申請(医療機関、氏名、住所) 変更申請(保険証、生活保護)</p> <p>市外転入申請 不足書類提出</p> <p><診断書の提出が必要な申請は除く></p>	<p>(3) 障害福祉サービス</p> <p>新規申請(※1) 区分更新申請 更新・変更申請(※2) 年度更新申請(※2) 不足書類提出・申請取下げ</p>
<p>(2) 精神障害者保健福祉手帳</p> <p>再交付申請 更新申請</p> <p>障害等級変更申請 市外転入申請 不足書類提出</p> <p><診断書や写真の提出が必要な申請は除く></p>	<p>(4) 障害児通所支援</p> <p>新規申請(※1) 更新申請(※2) 変更申請(※2) 不足書類提出・申請取下げ</p>

※1 障害福祉サービスの「新規申請」、障害児通所支援の「新規申請」については、手続内容により、区役所の職員との面談が必要です。

※2 障害福祉サービスの「更新・変更申請」及び「年度更新申請」、並びに障害児通所支援の「更新申請」及び「変更申請」については、手続内容により、区役所の職員との相談が必要です。

3 オンライン申請の流れ

STEP1 申請したいサービスの二次元コードをスマートフォンで読み取る

添付のちらしの二次元コードを読み取ると、横浜市ホームページ内のオンライン申請案内ページが表示されます。オンラインでできる手続、必要な書類などをご確認ください。パソコンの場合は、ちらしのURLからオンライン申請案内ページを開いてください。(令和7年2月25日から公開します。)



STEP2 マイナンバーカードを用意し、暗証番号(※2種類)を確認しておく

※ 暗証番号(2種類) 利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)

署名用電子証明書の暗証番号(英数字混合6~16桁)



STEP3 「オンライン申請入口」から「マイナポータル」へ入る



STEP4 必要な事項を入力し、書類を添付し、最後に「送信」する



STEP5 申請したデータの「控えをダウンロード」し、「保存」する



横浜市(区役所)が審査し、申請した手続の通知書や手帳等が交付される

※追加書類や区役所の職員との面談等が必要な場合は、横浜市(区役所)から申請者に連絡があります。

担当 健康福祉局こころの健康相談センター 電話 045-671-4455 FAX 045-662-3525

健康福祉局障害施策推進課 電話 045-671-3601 FAX 045-671-3566

子ども青少年局障害児福祉保健課 電話 045-671-4274 FAX 045-663-2304

いつでも
どこでも



よこはまし
横浜市

＼ スマホやパソコンで ＼

しょうがいふくしせいど
障害福祉制度の

オンライン しんせい 申請

はじ
が始まります！

しょうがいふくし いちぶ せいど まどぐちしんせい ゆうそうしんせい
障害福祉の一部の制度では、これまでの窓口申請や郵送申請に加え、
スマートフォンやパソコンを使ったオンライン申請も可能になりました。

たいしょうてつづ 対象手続き

じりつしえんいりょう
自立支援医療

せいしんつういんいりょう
(精神通院医療)



しんだんしょ ていしゅつ ひつよう しんせい のぞ
※ 診断書の提出が必要な申請は除く

せいしんしょうがいしゃ
精神障害者

ほけんふくしてちょう
保健福祉手帳



しんだんしょ しゃしん ていしゅつ ひつよう しんせい のぞ
※ 診断書や写真の提出が必要な申請は除く

しょうがいふくし
障害福祉サービス

ほうもんけい しゅうろうしえん
(訪問系サービスや就労支援など)



しょうがいじつうしょしえん
障害児通所支援



【URL】<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/fukushi/annai/online.html>

てつづ ないよう しんせい ばあい
※ 手続き内容によってはオンラインでは申請できない場合があります。

しょうさい よこはまし らん じょうき にじげん よ と かくにん
詳細は横浜市ホームページをご覧ください (上記の二次元コードを読み取ると確認できます)。

しんせい じょうけん と あ さき うらめん
オンライン申請をするための条件やお問い合わせ先は裏面でチェック



オンライン申請ができる方

①マイナンバーカードを持っている方

②利用者証明用電子証明書用暗証番号(4桁の数字)がわかる方

③署名用電子証明書用暗証番号(6~16桁の英数字)がわかる方

④利用者本人(利用者が18歳未満の場合は保護者)

各制度の問合せ先

<p>じりつしえんいりょう せいしんつういんいりょう およ 自立支援医療(精神通院医療) 及び せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳 かん といあわ に関する問合せ</p>	<p>よこはましけんこうふくしきょく 横浜市健康福祉局 せいしんつういんいりょう てちょうじむしょり 精神通院医療・手帳事務処理センター ☎ 045-671-3623 へいじつ じ ふん 平日 9時00分~17時00分</p>	
<p>しょうがいふくし 障害福祉サービス 及び しょうがいじつうしよしえん 障害児通所支援 かん といあわ に関する問合せ</p>	<p>オンライン申請に かん 関すること</p>	<p>しょうがいしゃふくしぎやうむ 障害者福祉業務 オンライン申請コールセンター ☎ 0570-041294 FAX 045-550-4717 へいじつ じ ふん 平日 8時45分~17時15分</p>
<p>マイナンバー制度全般に関する といあわ 問合せ</p>	<p>しきゅうけつてい 支給決定に かん ぞうだん 関するご相談</p>	<p>りようしゃ さいいじょう ばあい ・利用者が18歳以上の場合 す くやくしよ こうれい しょうがいしえんか お住まいの区役所 高齢・障害支援課 りようしゃ さいみまん ばあい ・利用者が18歳未満の場合 す くやくしよ かにいしえんか お住まいの区役所 こども家庭支援課 【開庁時間】平日 8時45分~17時00分 ※各区役所の連絡先は、 よこはまし 横浜市ホームページでご確認ください。 </p>
	<p>マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178 FAX 0120-601-785 へい じつ じ ふん じ ふん ・平日 9時30分~20時00分 どにちしゆく じ ふん じ ふん ・土日祝 9時30分~17時30分 ※ 年未年始(12月29日から1月3日)を除く</p>	

※詳細な内容は変更する場合がございます。あらかじめご了承ください。

よこはましけんこうふくしきょく けんこうぞうだん
横浜市健康福祉局こころの健康相談センター
よこはましけんこうふくしきょくしょうがいしきくすいしんか
横浜市健康福祉局障害施策推進課
よこはまし せいしやうねんきょくしょうがいじふくしほけんか
横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

れいわ ねん がつばん
令和7年2月版

オンライン申請が始まります

横浜市では、令和7年2月25日(火)から精神障害者保健福祉手帳 & 自立支援医療(精神通院医療)の一部申請についてスマートフォンやパソコンを使用してオンライン申請ができるようになります。(郵送申請・窓口申請も引き続き行っていただくことができます。)

▶オンライン申請できる人の条件

- ①マイナンバーカードを持っていてマイナポータルにログインできる環境にある(2種類の暗証番号が必要です。)
- ②本人である(18歳未満の場合は保護者) ※代理の方はオンライン申請できません。
- ③本人の住民登録が横浜市にある

▶オンライン申請できる申請の種類

精神障害者 保健福祉手帳	更新・再承認	★診断書の提出 ★顔写真の事前提出 が必要な申請はオンライン申請対象外
	等級変更	
	再交付	
	市外転入	
自立支援医療 (精神通院医療)	更新	★診断書の提出 が必要な申請はオンライン申請対象外
	変更	
	再交付	
	市外転入	

▶オンライン申請についての問い合わせ

横浜市 健康福祉局 精神通院医療・手帳事務処理センター

TEL 045-671-3623(平日9時~17時)

※直接来庁しての窓口はありません。

※マイナポータルに関する問い合わせは、マイナンバー総合フリーダイヤルTEL0120-95-0178へ

▶オンライン申請についてくわしくはこちら👉

精神障害者手帳



自立支援医療



**精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた
令和6年度の取組状況について（報告）**

1 市自立支援協議会「地域移行・地域定着部会」の開催

区の協議の場における課題解決に向けた取組や、区域だけでは解決困難な課題の抽出・検討、市域における課題解決に向けた取組等についての助言を求めるため、市自立支援協議会の部会として、「地域移行・地域定着部会」を設置しており、令和6年度は2回開催しました。

日時	内容
令和6年8月28日(水) 19:00～20:30	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健医療福祉分野の意思決定支援および医療と福祉の連携について ・生活支援センター機能標準化の効果検証について（報告）
令和7年2月4日(火) 19:00～20:30	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の振り返りについて ・精神障害者ピアスタッフ推進事業について（報告）

2 各区における協議の場への取組について

(1) 各区の取組状況の把握及び推進について

18区の協議の場において、区ごとの目標設定や振り返りを行うため、構築取組シートを作成しています。また、各区の取組状況を共有することで、取組みの推進を図っています。

(2) 3機関合同連絡会の開催について

市の方向性や各区の取組状況の共有およびシステム構築に向けた共通認識と理解を深めるため、区福祉保健センター、生活支援センター、基幹相談支援センター連絡会を開催しました。

日時	内容
令和6年12月11日(火) 13:00～17:00	<ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会、地域生活支援拠点、にも包括の報告書から分かったことについて ・地域ケアプラザについて ・地域ケアプラザとの連携に関する実践報告 ・グループワーク

3 区協議の場推進のためのアドバイザー事業について

(1) 概要

各区の協議の場において、地域課題の抽出、到達目標を設定し、課題解決に向けた取組を行っていますが区によって多種多様な課題を抱えています。そこで、協議の場にアドバイザーが参加し、課題解決や、連携体制をさらに効果的とするための助言を行い、取組の推進・活性化を目的に令和4年度より実施しています。区の実態に合わせたアドバイスを伴走的に行うため、次年度以降も継続して実施していきます。

(2) アドバイザー：鈴木 剛 氏（田園調布学園大学准教授、他自治体勤務経験あり）

(3) アドバイザーの役割

- ・客観的な立場で区協議の場へ参加し、協議の場の推進に向けた助言
- ・区協議の場の運営上抱えている課題解決に向けた検討、体制づくりのアドバイス

令和6年度精神障害者ピアスタッフ推進事業報告及び入院者訪問支援事業について

I 精神障害者ピアスタッフ推進事業の報告について

(1) 事業目的

精神障害者の一層の地域移行と、精神障害のある人等が地域で安心して自分らしく暮らしていける地域づくり、支援体制の整備を推進していくために、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（以下、にも包括）の構築」を進めています。

その取組の一つとして、ピアサポート※1による支え合いの仕組みを構築するために、精神障害者生活支援センターで雇用されたピアスタッフ※2の育成を進め、ピアスタッフの活躍できる体制づくりを行い、相談支援体制の充実、にも包括の構築を推進します。

※1 ピアサポートとは…「支援をする人」「支援を受ける人」という関係性ではなく、障害や病気により様々な思いを抱える人が、同じような経験をした人との対等な関係性の中で支え合うこと

※2 ピアスタッフとは…ピアサポートの感覚を大切にしながら雇用契約を結び、障害や病気による経験を活かし、事業所などで働く人

(2) 令和6年度の取組（令和7年2月末時点）

前年度の取組を踏まえ、各取組の実施方法等について都度見直しを行いながら、ピアスタッフが活躍できる体制の構築に向けたモデル事業として、今後のあり方を検討していきます。

また、自立支援協議会本体会でも検討されている意思決定支援の推進、相談支援従事者等人材育成ビジョンへの位置づけなど自立支援協議会の動きも意識しながら進めていきます。

ア ピアスタッフ、生活支援センター職員向け新任研修・実践研修の実施

精神障害者ピアスタッフ新任研修、実践研修の2回に分けて実施。

(ア) 新任研修 令和6年8月2日（金）

参加者数 22名（参加者10名、運営委員6名、事務局6名）

※参加生活支援センター 6か所、自立訓練事業所 1か所

(イ) 実践研修 令和6年12月20日（金）

参加者数 13名

※参加生活支援センター 9か所

イ ピアスタッフ、施設長等に対してフォローを行う巡回相談の実施

3センターを対象に実施。相談員2名が訪問。

(主な内容)

業務全般について、困っていること、今後の働き方、ピア性を活かして働くことの難しさ等仕事の中で意識していること、ピアとして経験を語ること、今後やりたいこと等

ウ 精神障害者ピアスタッフ同士の連絡会（ピアスタッフ会議）の運営、開催

令和6年度は9月以降月1回実施。開催場所は横浜市総合保健医療センター。

(実施内容)

グループワークと全体共有

テーマ) 働いてみて「良かったこと」「苦勞、困った、悩み」について

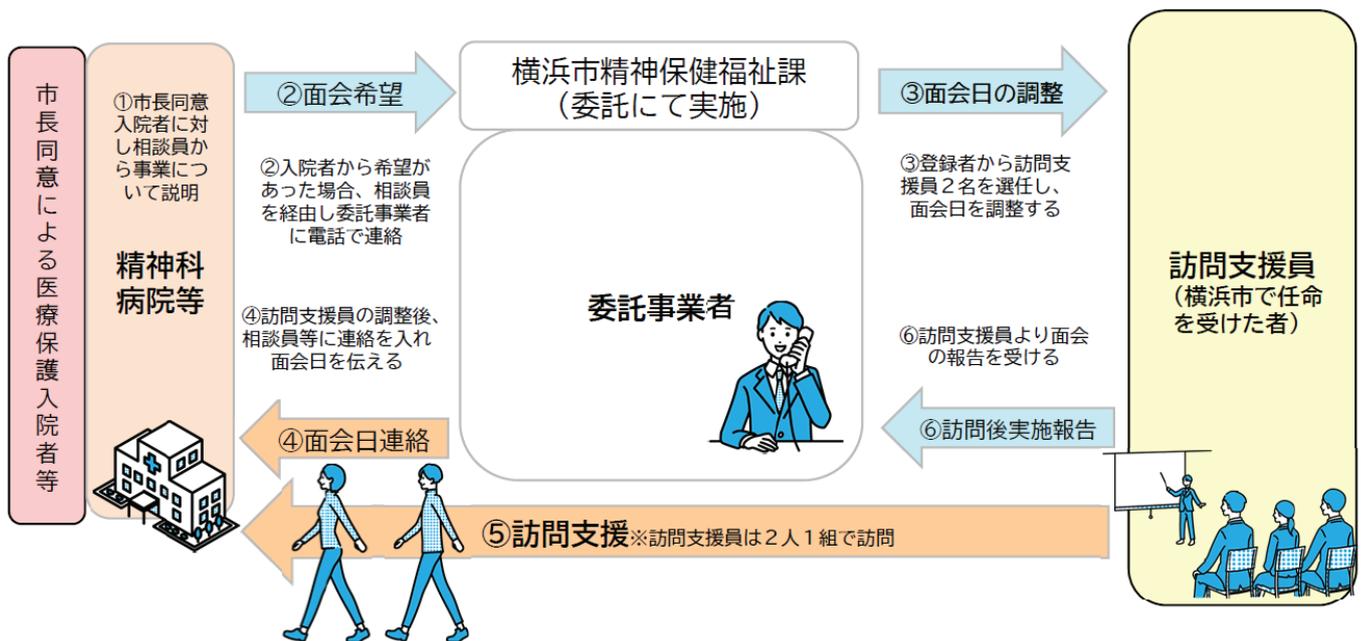
2 令和7年度の実施内容について

(1) 事業実施方法について

令和4年度の精神保健福祉法改正により入院者訪問支援事業が創設され、精神科病院に入院している者のうち、外部との交流を促進するための支援を要する者に対し、入院者訪問支援員がその者の求めに応じ、訪問により、その者の話を誠実かつ熱心に聞くほか、入院中の生活に関する相談、必要な情報の提供を行うことができるようになりました。

精神障害分野の相談支援を充実させ、より一層の地域移行・地域定着を推進させるためには、「ピアスタッフ」の活躍が必要不可欠です。入院者訪問支援事業においてもピアサポートの重要性は示されており、ピアスタッフが訪問を行うことは患者の孤独感の低減、権利擁護や意思表示支援につながると考えています。

そこで、本市における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築をさらに推進するため、令和7年度はピアスタッフ推進事業の対象であるピアスタッフらが入院者を訪問し、権利擁護、意思表示支援、ピアサポートを推進するため、「精神障害者ピアスタッフ推進・入院者訪問支援事業」として一体的に事業を実施していきます。



3 開始時期 (予定)

令和7年10月以降順次開始

4 モデル病院及び事業対象者

(1) モデル病院

- ア 紫雲会横浜病院 (神奈川区)
- イ 江田記念病院 (青葉区)
- ウ 横浜舞岡病院 (戸塚区)
- エ あさひの丘病院 (旭区)

(2) 事業対象者

- ア 市長同意による医療保護入院者であって、本事業による支援を希望する者
- イ 市長同意によらない医療保護入院者であって、本事業による支援を希望する者のうち、本市が必要と認めた者
- ウ 令和7年10月以降に市長同意によらない医療保護入院をした者※
※横浜舞岡病院以外で実施予定です。

5 実施方法

委託にて実施をします。

入院者から事業利用の希望があった場合、退院後生活環境相談員等を通し、委託事業者に連絡を入れていただきます。委託事業者は派遣調整を行い、訪問支援員2名を派遣します。

6 訪問支援員について

(1) 訪問支援員とは

精神科病院に入院中の方の立場に立ち、入院中の生活に関する相談や、支援対象者が困りごとの解消や希望する支援を受けるためにどうすれば良いのかなど情報提供します。(退院支援を行うのではなく、入院者の意思表示支援を行うことが想定されています)

資格等の制限はなく、国で標準化された研修を受講し、都道府県等が任命した者が訪問支援員として活動できます。(国は当事者、保健医療福祉の従事者、弁護士や市民などを想定しています。)

(2) 訪問支援員養成研修について

本市では令和7年度に訪問支援員養成研修を1回、夏頃開催予定としており、厚生労働省入院者訪問支援事業研修プログラムを参考に実施予定です。

研修対象者としては精神保健福祉士などの専門職や、各区精神障害者生活支援センターにて雇用されているピアスタッフの方等を想定しています。

7 今後の方向性について

令和7年度はモデル的に実施し、事業の実施方法やスムーズな派遣調整、事業の効果について検証を行います。その結果を踏まえ、令和8年度以降対象病院を広げていく予定です。

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

令和 7 年 度

予 算 概 要

健 康 福 祉 局

健康福祉局予算案の考え方

「団塊の世代」が75歳以上となる2025年を迎えました。「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる2040年にかけて、さらに高齢化は進んでいき、福祉や医療のニーズは今後ますます増大することが予想されます。

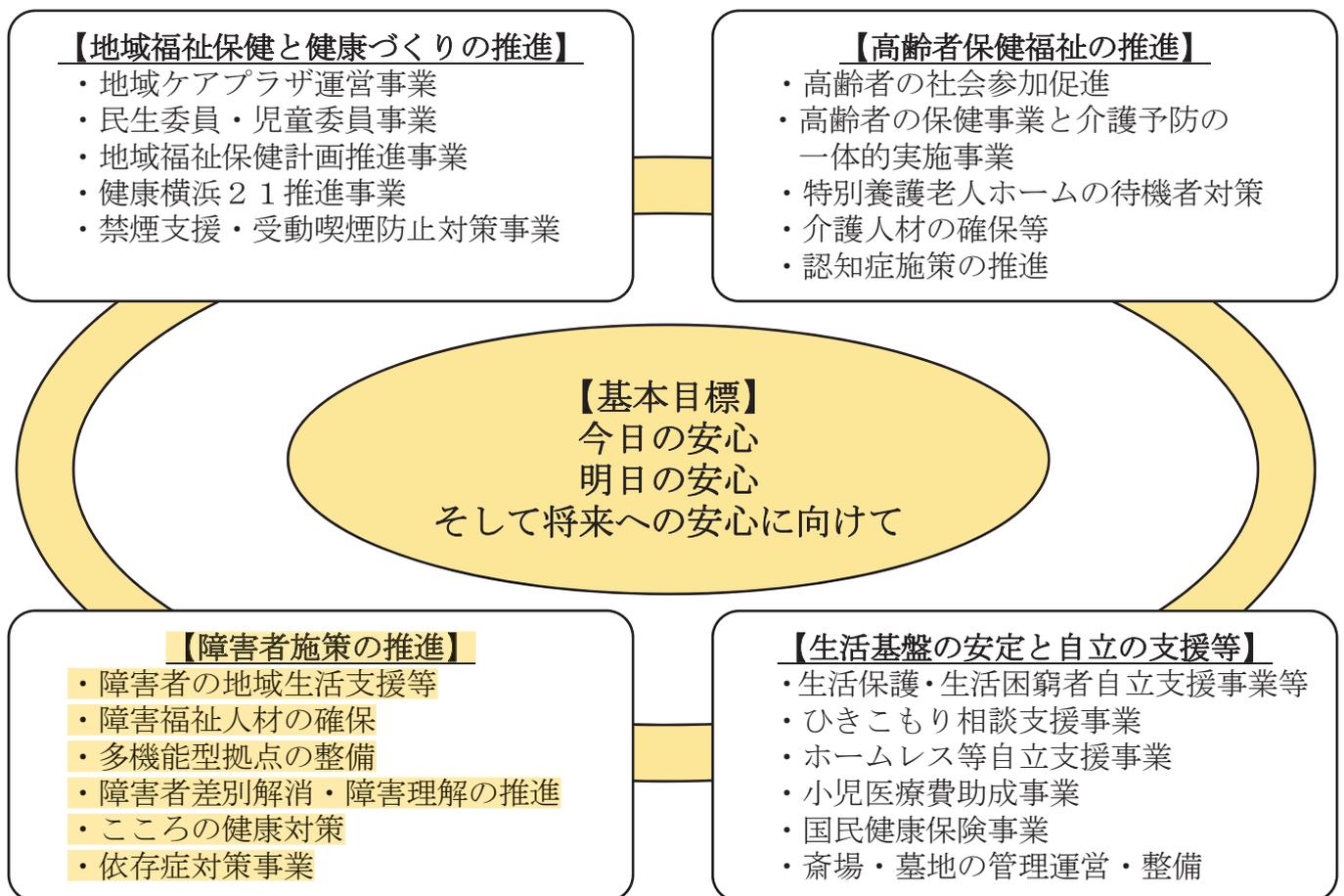
一方で、「8050問題」や「孤独・孤立」に代表されるように、福祉分野における課題は多様化・複雑化しています。また、いわゆる「身寄りのない」高齢者等への対応など、今日的な課題も新たに生じてきています。

さらには、生産年齢人口の減少に伴い、今後、福祉・医療の担い手確保がますます困難になることが見込まれます。

時代の転換点を迎えている今、従来の施策を単に続けるだけではなく、徹底した事業の見直しを行いつつ、社会環境等の変化に合わせて、柔軟な発想で新たな取り組みを行うことが必要です。

このような考えのもと、令和7年度予算案では、「4つの施策の柱」を基本としつつ、今、取り組まなければならない「2つの重点取組」を進めていきます。

4つの施策の柱と主な取組



重点取組

1 誰もが暮らしやすいまちづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、次の取組を進めます。

- ・いわゆる「身寄りのない」高齢者等への支援として、緊急連絡先やエンディングノートの保管場所等の情報を事前に市に登録することができる仕組みを新たに創設します。
- ・敬老特別乗車証を地域交通にも適用するなど、高齢者の移動を支援します。
- ・受動喫煙の対策や認知症施策の推進に取り組みます。

2 防災・減災対策の推進

令和6年能登半島地震を踏まえ、福祉避難所の受入拡充や備蓄品の充実、社会福祉施設等の非常用電源等確保の支援など防災・減災の取組を進めます。

1 誰もが暮らしやすいまちづくり

高齢化の進展により、本市では、2040年に「3人に1人が高齢者」となるとともに、総世帯に占める高齢単独世帯及び高齢夫婦世帯の割合も3割を超える見込みとなっています。こうした状況の中で、新たな社会問題となっている「身寄りのない」高齢者等への支援にしっかりと取り組んでいきます。

また、敬老特別乗車証を地域交通にも適用するなど、高齢者の移動を支援します。チームオレンジなどの認知症施策の推進、受動喫煙対策の推進、多機能型拠点の整備にも取り組みます。

高齢者や障害者なども含め、市民の皆様「横浜に住んでいてよかった」と実感していただけるよう、誰もが暮らしやすいまちづくりを実現していきます。

《主な取組》

①「身寄りのない」高齢者等への支援 (12 ページに記載)

高齢化の進展に伴い、高齢単独世帯・高齢夫婦世帯が増加する中で、いわゆる「身寄りのない」高齢者等の方々が抱えている不安を和らげ、安心してお過ごしいただけるよう、緊急連絡先やエンディングノートの保管場所等の情報を事前に市に登録することができる「情報登録事業」を開始します。また、身寄りのない高齢者等が抱えるお困りごとに関する相談をお受けする窓口を設置します。

②敬老特別乗車証の地域交通への適用 (11 ページに記載)

敬老特別乗車証(敬老パス)を、タクシー会社等が運行する地域交通にも適用し、高齢者の移動を支援します。また、運転免許証を返納する75歳以上の方に敬老パスを3年間無料交付し、免許返納後の外出を支援します。

③受動喫煙対策の推進 (9 ページに記載)

公園禁煙化をきっかけに、関係局と連携して屋外の受動喫煙対策を強化し、市民の健康を守るとともに、たばこを吸わない人も吸う人も快適に過ごすことができるまちを目指します。駅周辺などの路上喫煙が多発する場所でのパトロールを拡充するとともに、たばこの害や喫煙マナーなどについて、SNSや街頭、公共交通機関等で幅広く広報・啓発を行います。

④認知症施策の推進 (16 ページに記載)

認知症になっても、周囲と地域の理解と協力のもと、住み慣れた地域の中で尊厳を保ちながら自分らしく暮らし続けることができる社会を目指し、様々な施策を推進します。認知症に関わりの少ない層も含め、全世代に向けて認知症に関する正しい知識と理解を深めることができるよう幅広く啓発に取り組むほか、認知症疾患医療センターについての広報を強化します。また、チームオレンジをモデル実施から本格実施に移行して市内全域で展開します。

⑤多機能型拠点5館目の整備 (26 ページに記載)

医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等と家族が身近な地域で安心して生活できるよう、診療所を併設し、生活介護や短期入所、訪問看護等の複数の障害福祉サービスなどを一体的に提供する多機能型拠点について、市内5館目の施設整備(西区)を進めます。

健康福祉局予算案総括表

(一般会計)

(単位：千円)

項目	7年度	6年度	増△減	増減率(%)	備考
7款					
健康福祉費	380,847,558	362,077,981	18,769,577	5.2	
1項					
社会福祉費	64,932,112	58,471,350	6,460,762	11.0	社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、国民年金費、ひとり親家庭等医療費、小児医療費、難病対策費、葬務費
2項					
障害者福祉費	146,061,325	140,105,844	5,955,481	4.3	障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営費、障害者手当費、障害者医療費、障害者福祉施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費
3項					
老人福祉費	16,615,762	13,672,541	2,943,221	21.5	老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費
4項					
生活援護費	138,977,213	136,947,502	2,029,711	1.5	生活保護費、援護対策費
5項					
健康福祉施設整備費	10,174,453	8,855,428	1,319,025	14.9	健康福祉施設整備費
6項					
健康推進費	4,086,693	4,025,316	61,377	1.5	健康づくり費、地域保健推進費
19款					
諸支出金	135,329,075	129,506,065	5,823,010	4.5	
1項					
特別会計繰出金	135,329,075	129,506,065	5,823,010	4.5	国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	516,176,633	491,584,046	24,592,587	5.0	

(特別会計)

国民健康保険事業費会計	307,420,211	307,982,954	△ 562,743	△ 0.2
介護保険事業費会計	341,795,181	341,376,098	419,083	0.1
後期高齢者医療事業費会計	105,467,250	101,735,632	3,731,618	3.7
公害被害者救済事業費会計	34,161	33,483	678	2.0
新墓園事業費会計	2,550,170	2,279,038	271,132	11.9
特別会計計	757,266,973	753,407,205	3,859,768	0.5

健康福祉局一般会計予算の財源

	7年度	6年度
特定財源	(46.3)	(46.1)
	239,154,284	226,625,050
一般財源	(53.7)	(53.9)
	277,022,349	264,958,996
合	(100)	(100)
計	516,176,633	491,584,046

() 内は構成比

III 障害者施策の推進

1 障害者総合支援法に基づく主な事業

障害者への福祉サービスの基本的な内容は、障害者総合支援法に規定されており、国が定める基準に基づき個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村等が地域の特性や利用者の状況に応じて、給付の基準や内容を定める「地域生活支援事業」によって構成されています。

事業種別	本市事業名
自立支援給付関連	
障害福祉サービス費等 (介護給付、訓練給付)	居宅介護事業【予算概要17】、障害者地域活動ホーム運営事業【予算概要18】 障害者支援施設等自立支援給付費【予算概要22】、在宅障害児・者短期入所事業 障害者グループホーム設置運営事業【予算概要23】
計画相談支援給付費等	計画相談・地域相談支援事業【予算概要19】
自立支援医療費等	更生医療事業【予算概要28】、医療費公費負担事業【予算概要29】 障害者支援施設等自立支援給付費【予算概要22】、医療給付事業
補装具費	補装具費支給事業【予算概要17】
高額障害福祉サービス 等給付費	高額障害福祉サービス費等償還事業
地域生活支援事業関連	
後見的支援推進事業 【予算概要17】	障害のある方が安心して地域で暮らせるように、生活を見守る仕組みを、地域 を良く知る社会福祉法人等とともに作っていきます。
精神障害者生活支援 センター運営事業 【予算概要18】	各区に1館ある「精神障害者生活支援センター」では、精神障害者の自立生活 を支援するため、精神保健福祉士による相談や居場所の提供等を行っています。
地域活動支援センター (障害者地域作業所型・ 精神障害者地域作業所 型)【予算概要18】	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動 支援センター(障害者地域作業所型等)に対して助成を行います。
障害者相談支援事業 【予算概要19】	基幹相談支援センター等に配置された専任職員が、障害者が地域で安心して暮 らすために生活全般にわたる相談に対応します。
発達障害者支援体制整 備事業【予算概要19】	発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達 障害児・者の福祉の向上を図ります。

2 その他の主な事業

上記の障害者総合支援法に規定されている事業以外にも、本市が独自に企画した事業等を展開しています。(財源については、可能な限り国費・県費を導入しています。)

障害者自立生活アシ スタント事業等 【予算概要17】	地域で生活する单身等の障害者に対し、居宅訪問等を通じた助言や相談等の サービスを提供し、地域生活の継続を図ります。(障害者総合支援法の自立生活 援助事業を含む)
多機能型拠点運営事業 【予算概要18】	常に医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児・者等を支援するため、診療、 訪問看護、短期入所等のサービスを一体的に提供する「多機能型拠点」を運営し ます。
障害者地域活動ホーム 運営事業【予算概要18】	在宅の障害児・者の支援拠点として、日中活動のほか、一時的な滞在等を提供 する「障害者地域活動ホーム」を各区で運営します。
重度障害者タクシー料金 助成事業【予算概要21】	公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付す ることにより、タクシー料金を助成します。
障害者自動車燃料費助 成事業【予算概要21】	公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、自動車燃料券を交付すること により、自動車燃料費を助成します。
障害者就労支援事業 【予算概要25】	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行います。また、 障害者の就労の場の拡大等にも取り組みます。
障害者スポーツ文化セ ンター管理運営事業 【予算概要26】	横浜ラポール及びラポール上大岡において、障害者のスポーツ・文化活動を推 進します。
障害者差別解消推進 事業【予算概要27】	障害者差別解消法、障害者差別解消の推進に関する取組指針等に基づいた事業 を行います。
こころの健康対策 【予算概要29】	自殺対策の充実に向け、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に取り 組めます。このほか、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進 します。
依存症対策事業 【予算概要30】	支援者向けガイドラインの更なる活用や様々な媒体を通じた普及啓発等に取り 組むほか、第2期横浜市依存症対策地域支援計画を策定します。
精神科救急医療対策 事業【予算概要31】	県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急に精神科医療を必要とする方を受 け入れる協力医療機関の体制確保等を行います。

3 障害者手帳所持者数

各年度、3月31日現在の人数。
 【令和3年度】身体障害：98,829人、知的障害：34,859人、精神障害：43,767人 合計：177,455人
 【令和4年度】身体障害：97,869人、知的障害：36,283人、精神障害：46,975人 合計：181,127人
 【令和5年度】身体障害：97,440人、知的障害：37,752人、精神障害：50,211人 合計：185,403人

17	障 害 者 の 地 域 生 活 支 援 等	
本 年 度	220億4,549万円	
前 年 度	202億5,815万円	
差 引	17億8,734万円	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	77億894万円
	県	38億2,872万円
	その他	1,322万円
	市 費	104億9,461万円

事業内容

本人の生活力を引き出す支援の充実を図り、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、各事業を推進していきます。

(「あんしん」と表記している事業は、「将来にわたるあんしん施策」を含む事業です。)

1 後見的支援推進事業 あんしん

6億4,065万円 (6億2,836万円)

障害者が地域で安心して暮らせるよう、本人の日常生活を見守るあんしんキーパーをはじめとして、住み慣れた地域での見守り体制を構築します。

また、制度登録者に対して、定期訪問のほか、将来の不安や希望を本人に寄り添いながら伺い、必要に応じて適切な支援機関につなぎます。(全区実施)

2 障害者ホームヘルプ事業

203億4,308万円 (185億9,992万円)

身体介護や家事援助等を必要とする障害児・者及び移動に著しい困難を有する視覚障害、知的障害、精神障害の児・者に対して、ホームヘルプサービスを提供します。また、大学就学や就労している重度障害者に対して身体介護等の支援を提供します。

・重度障害者等就労支援特別事業【基金】

3 障害者自立生活アシスタント事業・自立生活援助事業 あんしん

2億955万円 (2億1,004万円)

一人暮らしの障害者や一人暮らしを目指す障害者に対して、支援員の定期的な自宅訪問や随時の対応により、日常生活に関する相談や助言、情報提供等を行います。関係機関との連絡調整や連携を通じて、本人が持つ能力を最大限に引き出し、地域で安定した単身生活を継続できるよう支援します。

4 医療的ケア児・者等支援促進事業 あんしん

738万円 (836万円)

医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを推進するとともに、医療的ケア児・者についての理解を深めてより連携を広げていくため、市内訪問看護事業所、障害福祉サービス事業所、保育園・学校等に従事する職員を対象に、支援者養成研修を実施します。

5 補装具費支給事業

8億3,822万円 (8億547万円)

障害者(児)の失われた身体機能を補完または代替するため、用具(義肢、装具、車椅子、補聴器等)の購入等の費用を支給します。また、所得超過により国の制度対象とならない18歳以上の障害者に対し助成します。

6 人材確保事業〈拡充〉 あんしん

661万円 (600万円)

障害福祉分野で働くことの魅力発信や、事業所の求人・継続雇用の支援を通じて、より効果的な障害福祉分野の人材確保につなげます。

また、学生等を対象に、障害福祉分野の仕事内容ややりがいを知ってもらい、将来の就職先候補となるよう、障害者施設での職場見学会等を開催します。

18	障害者の 地域支援の拠点		事業内容 1 多機能型拠点運営事業 あんしん 2億7,811万円（2億7,811万円） 常に医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等の地域での暮らしを支援するため、診療所を併設し、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点施設を運営します。6年4月1日に北東部方面多機能型拠点（港北区）が開所しました。 （4か所）
	本年度	108億2,106万円	2 障害者地域活動ホーム運営事業 61億6,335万円（61億561万円） 障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として生活支援事業や日中活動事業を行う「障害者地域活動ホーム」に、運営費助成等を行います。 （41か所：社会福祉法人型18か所、機能強化型23か所）
	前年度	108億1,474万円	3 精神障害者生活支援センター運営事業 あんしん 13億9,554万円（13億5,445万円） 統合失調症など精神障害者の社会復帰、自立等を支援する拠点施設として、全区で運営を行います。
	差引	632万円	4 地域活動支援センターの運営 あんしん 29億8,406万円（30億7,657万円） 在宅の障害者に通所による活動の機会を提供し、社会との交流を促進する施設に対して、その運営費を助成します。（7年度末見込み 134か所）
本年度の 財源内訳	国	32億2,084万円	
	県	16億1,042万円	
	その他	9万円	
	市費	59億8,971万円	

19	障害者の 相談支援		事業内容 1 障害者相談支援事業 10億1,752万円（13億1,965万円） 基幹相談支援センター等にて、身近な地域での相談から個別的・専門的な相談まで総合的に実施するとともに、障害のある方が地域で安心して生活することができるよう、地域生活支援拠点機能の充実に取り組みます。
	本年度	22億7,365万円	2 計画相談・地域相談支援事業 12億1,670万円（12億3,297万円） 障害福祉サービス等を利用する方に、サービス等利用計画の作成を含む相談支援を実施します。 また、計画相談支援の実施率向上のため、「常勤・専従」の相談支援専門員を配置した事業所に対し、助成を実施します。 その他、施設等からの地域移行、単身等で生活する障害者の地域定着を支援する地域相談支援を実施します。
	前年度	25億9,146万円	3 発達障害者支援体制整備事業 あんしん 3,943万円（3,884万円） 発達障害者の支援に困難を抱えている事業所への訪問支援や、強度行動障害に対する支援力向上を図るための研修の実施、地域での一人暮らしに向けた当事者支援を行うサポートホーム事業を実地します。
	差引	△3億1,781万円	
本年度の 財源内訳	国	10億4,823万円	
	県	5億2,411万円	
	その他	—	
	市費	7億131万円	

20	障害者の 防災対策の取組		事業内容
	本年度	6,671万円	1 災害時障害者支援事業 (EV車導入支援) 【重点】〈新規〉 2,295万円 (0万円) 「横浜市地震防災計画」に基づき、誰もが安心して生活を送ることができる仕組み作りの一環として、 <u>万が一の災害発生時においても、障害福祉サービスが提供されるよう、障害者施設等における電気自動車の導入を支援し、災害時の電源対策を進めます。</u>
	前年度	4,365万円	2 要電源障害児者等災害時電源確保支援事業【基金】 739万円 (977万円) 電源が必要な医療機器を在宅で使用する障害児・者等に対し、災害等による停電時の備えとして、蓄電池等の非常用電源装置の購入を補助することにより、災害時にも電源を確保できるよう支援します。
	差引	2,306万円	3 災害派遣精神医療チーム (DPAT) 養成支援事業 37万円 (34万円) 自然災害等が発生した際に、精神科医療の提供や精神保健活動の支援等を行うDPAT (※) 従事者を養成するほか、災害発生時に必要となる通信手段を確保します。
本年度の 財源内訳	国	2,388万円	※ DPAT 被災地域の精神保健医療ニーズを把握するとともに、専門性の高い精神科医療の提供と現地での精神保健活動の支援を行う医師、保健師及び看護師等で構成されるチーム。
	県	185万円	
	その他	185万円	
	市費	3,913万円	
			4 災害時応急備蓄物資整備費補助 350万円 (354万円) 大規模地震等の発災時において、障害者施設等が二次的避難場所としての福祉避難所を開設し、要援護者を受入れるために必要な、応急備蓄物資の整備に係る費用を助成します。
			5 BCP実効性確保支援【重点】〈新規〉 250万円 (0万円) <u>障害者施設等に対し、策定しているBCP (災害時業務継続計画) の実効性を高めるための、セミナー等を実施します。</u>
			6 非常用自家発電設備設置費補助【重点】 3,000万円 (3,000万円) 障害者支援施設が、緊急災害時においても非常用電源を活用することで、施設運営に必要な電力を維持し、施設利用者の安全を確保できるよう、非常用自家発電設備設置に要する費用を助成します。 ・非常用自家発電設備設置 2施設

21	障 害 者 の 移 動 支 援		事業内容 障害者等の外出を促進するために、各事業を推進していきます。	
			1 福祉特別乗車券交付事業〈拡充〉 32億1,886万円（33億4,117万円） 市営交通機関、市内を運行する民営バス・金沢シーサイドラインを利用できる乗車券（福祉パス）を交付します。福祉パスの利用対象を地域交通にも適用し、障害者等の外出を支援します。 利用者負担額（年額） 1,200円（20歳未満600円）	
			2 重度障害者タクシー料金助成事業 あんしん 7億4,764万円（7億6,680万円） 公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付します。 （助成額 1枚500円 交付枚数 年84枚〈1乗車7枚まで使用可〉）	
			3 障害者自動車燃料費助成事業 3億858万円（2億9,786万円） 公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、自動車燃料券を交付します。 （助成額 1枚1,000円 交付枚数 年24枚）	
本 年 度	77億2,382万円		4 移動情報センター運営等事業 あんしん 1億6,710万円（1億6,459万円） 移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて情報提供を行うとともに、移動支援に関わるボランティア等の発掘・育成を行う移動情報センターを18区社会福祉協議会で運営します。	
前 年 度	74億9,865万円			
差 引	2億2,517万円			
本年度の財源内訳	国	13億8,066万円		
	県	6億9,033万円		
	その他	7,230万円		
	市 費	55億8,053万円		
5 障害者ガイドヘルプ事業 あんしん 26億2,253万円（23億1241万円） 重度の肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等に、ヘルパーが外出の支援を行います。また、ガイドヘルパー資格取得にかかる研修受講料の一部助成等を行います。				
6 障害者移動支援事業 あんしん 1億6,633万円（1億6,540万円） (1) ハンディキャブ事業 ハンディキャブ(リフト付車両)の運行・貸出、運転ボランティアの紹介を行います。 (2) タクシー事業者福祉車両導入促進事業 車椅子で乗車できるユニバーサルデザインタクシー導入費用の一部を助成します。 (3) ガイドボランティア事業 障害児・者等が外出する際の付き添い等をボランティアが行います。				
7 障害者施設等通所者交通費助成事業 4億6,438万円（4億2,221万円） 施設等への通所者及び介助者に対して通所にかかる交通費を助成します。				
8 障害者自動車運転訓練・改造費助成事業 あんしん 2,840万円（2,821万円） 中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害児・者本人及び介護者が使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。				

22	障害者支援施設等 自立支援給付費		事業内容 障害者総合支援法に基づき、施設に入所又は通所している障害者に対し、日常生活の自立に向けた支援や就労に向けた訓練等の障害福祉サービスを提供します。 1 主な障害福祉サービス (1) 施設入所支援 施設に入所している人に対し、夜間や休日に、入浴・排泄・食事の介護等を提供します。 (2) 生活介護 施設に入所又は通所している人に対し、日中に、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会等を提供します。 (3) 就労継続支援 就労や生産活動の機会の提供や、一般就労に向けた支援を行います。 (4) 就労移行支援 一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に応じた職場の開拓、就労後の職場定着のための支援等を行います。 2 利用者数見込 延べ19,345人（月平均）
	本年度	421億7,433万円	
	前年度	406億5,016万円	
	差引	15億2,417万円	
本年度の財源内訳	国	210億8,055万円	
	県	105億4,028万円	
	その他	64万円	
	市費	105億5,286万円	

23	障害者グループホーム 設置運営事業		事業内容 1 設置費補助 1億1,099万円（1億6,965万円） 障害者プラン等に基づくグループホームの新設、老朽化等による移転等にかかる費用を助成します。 (1) 新設ホーム 44か所、移転ホーム 10か所 ※うち新設4か所は障害児施設18歳以上入所者（過齢児）移行相当分 (2) スプリンクラー設置補助 17か所 ※新設・移転ホーム分 13か所 ※既設ホーム分 4か所 2 運営費補助等 220億3,345万円（215億2,934万円） グループホームにおける家賃、人件費等の一部を補助することで、運営、支援の強化等を図ります。 1,005か所（うち新設44か所） 3 高齢化・重度化対応事業 あんしん 4,741万円（4,726万円） 医療的ケア等が必要となる入居者の受入のため、看護師等を配置して対応するグループホームに対して人件費等を補助します。また、既存ホームのバリアフリー改修を助成します。
	本年度	221億9,185万円	
	前年度	217億4,625万円	
	差引	4億4,560万円	
本年度の財源内訳	国	90億9,065万円	
	県	45億3,579万円	
	その他	—	
	市費	85億6,541万円	

24	障害者施設・設備の整備		事業内容
	本年度	11億5,465万円	1 障害者施設整備事業【重点】〈拡充〉 あんしん 2億6,363万円 (1億889万円) 障害者が地域において自立した日常生活を送るため必要な支援を提供する施設を整備する法人に対して助成を行います。 また、新たに介護ロボットやICT機器等導入に向けた伴走支援及びニーズの調査を行うとともに、 <u>機器等の購入費用を助成します。</u> ・多機能型拠点(5館目設計費)〈拡充〉 ・改修(大規模修繕費) 6か所 ・介護テクノロジー導入支援事業〈新規〉 9施設
	前年度	12億2,629万円	2 松風学園再整備事業 8億7,640万円 (10億7,528万円) <u>居住者の利用環境改善のため、居住棟の一つであるA棟の改修工事を実施します。</u> <u>8年度以降は管理棟改修工事などを行う予定です。</u>
	差引	△7,164万円	3 障害者施設安全対策事業 1,462万円 (4,212万円) 利用者の安全確保のため、防犯カメラや非常通報装置等の設置に要する費用を助成します。 ・防犯対策 12施設
本年度の財源内訳	国	1億3,162万円	
	県	—	
	その他	256万円	
	市費	10億2,047万円	

25	障害者の就労支援		事業内容
	本年度	3億4,323万円	1 障害者就労支援センター事業 3億613万円 (3億613万円) 障害者の就労・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営補助を行い、就労を希望している障害者への継続した支援を関係機関等と連携して行います。 ・障害者就労支援センターの運営支援 9か所
	前年度	3億4,172万円	2 障害者共同受注事業【基金】 2,437万円 (2,191万円) 横浜市障害者共同受注センターの運営等により、企業等から障害者施設への発注促進や自主製品の販路拡大等、包括的なコーディネートを行います。 また、障害福祉事業所の受注促進のため、農作業受注促進モデル事業を行います。
	差引	151万円	3 障害者の就労啓発等 1,273万円 (1,368万円) 障害者の就労・雇用への理解を広げるため、企業を対象としたセミナー等の開催や、障害福祉事業所が作成した商品販売の支援、本市の施設を活用した障害者の就労啓発等を行います。
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	1,169万円	
	市費	3億3,154万円	

26	障害者の スポーツ・文化		事業内容 1 障害者のスポーツ・文化活動推進の取組 障害者のスポーツ・文化活動の中核拠点である障害者スポーツ文化センター（横浜ラポール・ラポール上大岡）を中心に障害者スポーツ等の普及啓発や全国大会への選手派遣に取り組むとともに、横浜市スポーツ協会や障害者施設等と連携し、障害者スポーツ・文化活動の全市的な支援の充実を図ります。 <主な取組> (1) リハビリテーション・スポーツ教室 横浜市総合リハビリテーションセンター等と連携したスポーツや健康に関する相談・運動プログラムの実施 (2) 地域支援事業 障害のある方が身近な場所でスポーツ等ができるよう、ラポール職員による出張教室の開催 (3) 全国障害者スポーツ大会派遣業務 派遣選手の選考を兼ねて実施する「ハマピック」の開催、及び出場選手の強化練習等の実施 (4) 文化振興事業 障害がある方の絵画、写真、陶芸等の作品展の開催やダンスの発表会などの実施 (5) 個別の健康増進事業 障害や健康状態に合わせたプログラムの提供等
	本年度	12億3,490万円	
	前年度	12億7,021万円	
	差引	△3,531万円	
本年度の 財源内訳	国	1億3,617万円	
	県	5,811万円	
	その他	45万円	
	市費	10億4,017万円	

27	障害者差別解消・ 障害理解の推進		事業内容 1 啓発活動 781万円 (664万円) 幅広い世代の市民等に向けた啓発活動を行います。 (1) 障害者週間イベント等の普及啓発活動 (2) 交通機関等での啓発動画掲載 2 情報保障の取組 1,925万円 (1,933万円) 聴覚障害等のコミュニケーションに配慮が必要な方への情報保障に取り組みます。 (1) 手話通訳者のモデル配置（2区） (2) タブレット端末を活用した遠隔手話通訳及び音声認識による文字表示（全区） (3) 市民宛の通知に関する点字等対応 (4) 市民向け資料等の表現見直しによる、知的障害者に分かりやすい資料の作成等 3 相談及び紛争防止等のための体制整備 811万円 (807万円) 差別解消に向けた助言等のサポートに加え、解決困難事案のあっせんを行う調整委員会を運営します。 4 障害者差別解消支援地域協議会の運営 162万円 (180万円) 相談事例の共有や差別解消の課題等を協議するため、各分野の代表等で構成する協議会を運営します。
	本年度	3,679万円	
	前年度	3,584万円	
	差引	95万円	
本年度の 財源内訳	国	1,323万円	
	県	661万円	
	その他	1万円	
	市費	1,694万円	

28	重度障害者医療費助成事業/ 更生・育成医療事業		事業内容 1 重度障害者医療費助成事業 116億2,972万円 (112億3,374万円) 重度障害者の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。 (1) 対象者：次のいずれかに該当する方 ア 身体障害1・2級 イ IQ35以下 ウ 身体障害3級かつIQ36以上IQ50以下 エ 精神障害1級(入院を除く) (2) 対象者数見込 計 55,274人 ア 被用者保険加入者 16,457人 イ 国民健康保険加入者 15,921人 ウ 後期高齢者医療制度加入者 22,896人
	本年度	162億7,268万円	
	前年度	157億7,221万円	
	差引	5億47万円	
本年度の財源内訳	国	22億8,762万円	2 更生・育成医療給付事業 46億4,296万円 (45億3,847万円) 18歳以上の身体障害者や18歳未満の身体障害児等が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の保険診療の自己負担分の一部を助成します。 (1) 更生医療給付(対象：18歳以上の身体障害者) ・対象者数見込 2,219人 (2) 育成医療給付(対象：18歳未満の身体障害児等) ・対象者数見込 213人
	県	49億8,513万円	
	その他	18億8,987万円	
	市費	71億1,006万円	

29	こころの健康対策		事業内容 1 自殺対策事業〈拡充〉 7,483万円 (6,902万円) 第2期横浜市自殺対策計画(6年3月策定)に基づき、本市の状況を踏まえ総合的に対策を進めます。 (1) 人材育成 新たに構築したゲートキーパーポータルサイトをさらに充実させ、ゲートキーパー養成を推進するとともに、活動しやすい環境整備を進めます。 (2) 普及啓発・相談支援〈拡充〉 若年層や中高年層への啓発やインターネットを通じた相談や情報提供を実施します。 (3) 自死遺族支援、自殺未遂者支援 電話相談等による自死遺族支援を実施します。また自殺未遂者の初期対応にあたる医療機関への研修の実施や地域の機関との連携の手引書を作成します。
	本年度	100億9,541万円	2 医療費公費負担事業 99億4,543万円 (94億7,183万円) 精神保健福祉法及び障害者総合支援法の規定に基づき措置入院費及び通院医療費を公費負担します。
	前年度	96億866万円	3 精神保健福祉対策事業【基金】〈拡充〉 7,515万円 (6,780万円) 精神障害者ピアスタッフ推進事業等を実施するほか精神保健福祉法改正に伴い新たに位置付けられた、入院者訪問支援事業を開始します。
	差引	4億8,675万円	
本年度の財源内訳	国	48億9,720万円	
	県	4,641万円	
	その他	151万円	
	市費	51億5,029万円	

30		依存症対策事業		<p>事業内容</p> <p>3年10月に策定した横浜市依存症対策地域支援計画に基づき、民間支援団体や関係機関と支援の方向性を共有し、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症当事者やその家族への支援の充実のため、相談・支援や普及啓発、連携推進などの取組を拡充します。</p> <p>1 依存症対策の推進〈拡充〉</p> <p>7,431万円(6,199万円)</p> <p>計画に基づき実施した依存症対策施策の効果測定、依存症を取り巻く現状を踏まえて、第2期依存症対策地域支援計画を策定します。</p> <p>支援者向けガイドラインの活用や民間支援団体・関係機関との連携により、早期発見・早期支援及び包括的・重層的な支援につなげます。</p> <p>さらに、依存症当事者や家族等の回復を支えていくため、相談機能を充実させます。</p> <p>(1) 地域支援計画推進 (2) 専門相談支援事業〈拡充〉 (3) 普及啓発事業 (4) 連携推進事業 (5) 回復プログラム・家族教室・支援者研修の開催 (6) 民間支援団体への補助金による事業活動支援</p>
本年度		7,431万円		
前年度		6,199万円		
差引		1,232万円		
本年度の財源内訳	国	4,154万円		
	県	90万円		
	その他	21万円		
	市費	3,166万円		

31		精神科救急医療対策事業		<p>事業内容</p> <p>県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急に精神科医療を必要とする方を受け入れる協力医療機関の体制確保等を行います。</p> <p>1 精神科救急医療対策事業〈拡充〉</p> <p>3億5,700万円(3億4,917万円)</p> <p>(1) 精神科救急医療の受入体制〈拡充〉</p> <p>精神科救急の円滑な運用に向け、病床を確保するほか、措置診察に従事する精神保健指定医を安定的に確保するため、指定医報酬単価を引き上げます。</p> <p>また、区役所に病院との連絡調整用のシステムを導入し、本人、家族等に対する平日日中帯の受診受療援助の効率化を図ります。</p> <p>(2) 精神科救急医療情報窓口</p> <p>本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日に実施します。</p> <p>(3) 精神科身体合併症転院受入病院(全3病院14床)</p> <p>精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。</p>
本年度		3億5,700万円		
前年度		3億4,917万円		
差引		783万円		
本年度の財源内訳	国	6,200万円		
	県	1,019万円		
	その他	48万円		
	市費	2億8,433万円		

○横浜市精神保健福祉審議会条例

平成 8 年 3 月 28 日

条例第 12 号

横浜市精神保健福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市精神保健福祉審議会条例

(設置)

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 9 条第 1 項の規定に基づき、横浜市精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平 18 条例 8・全改)

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者
- (2) 精神障害者の医療に関する事業に従事する者
- (3) 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立及び社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関係のある者のうちから市長が任命する。

(平 18 条例 8・追加)

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(平 18 条例 8・追加)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 18 条例 8・旧第 2 条繰下)

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員(特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平 18 条例 8・旧第 3 条繰下)

(分科会)

第 6 条 審議会に、分科会を置くことができる。

2 分科会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 分科会に、分科会長を置き、分科会長は、分科会の委員の互選によって定める。

(平 23 条例 50・追加)

(部会)

第 7 条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によって定める。

(平 18 条例 8・旧第 5 条繰下、平 23 条例 50・旧第 6 条繰下)

(幹事)

第 8 条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、横浜市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(平 18 条例 8・旧第 6 条繰下、平 23 条例 50・旧第 7 条繰下)

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(平 17 条例 117・一部改正、平 18 条例 8・旧第 7 条繰下、平 23 条例 50・旧第 8 条繰下)

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平 18 条例 8・旧第 8 条繰下、平 23 条例 50・旧第 9 条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。
附 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成 18 年 2 月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)
附 則(平成 18 年 2 月条例第 8 号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)附則第 45 条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 10 条第 3 項の規定により横浜市精神保健福祉審議会の委員(以下「委員」という。)に任命されている者は、この条例による改正後の横浜市精神保健福祉審議会条例第 2 条第 2 項の規定により任命された委員とみなす。
- 3 施行日において、委員に任命されている者に係る任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。
附 則(平成 23 年 12 月条例第 50 号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市精神保健福祉審議会運営要領

最近改正 令和2年3月31日 健障企4094号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要領は、横浜市精神保健福祉審議会条例（平成8年3月横浜市条例第12号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、横浜市精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（議事日程）

第2条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、審議会の議事日程を定め、あらかじめ審議会の委員（以下「委員」という。）に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 会長が必要と認めるとき、又は委員からの発議があったときは、会長は、会議に諮り、討議を行わないで、議事日程を変更することができる。

（開会等）

第3条 審議会の開会、閉会、中止等は、会長がこれを宣告する。

2 会長は、開会の宣告後、会議の定足数を確認するものとする。

3 会長は、委員の出席数が定数に満たないとき、又は会議中出席者数が定足数を欠けたときは、延会又は休憩を宣告するものとする。

（議事の運営）

第4条 議事の運営は、前回の会議録の承認、報告、説明、質疑、討論及び議決の順序による。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

（発言及び採決）

第5条 会議において発言しようとする者は、会長を呼び、会長の許可を得た上、簡潔に、かつ議題に即して発言するものとする。

2 会長は、質疑及び討論の終結を宣告しようとするときは、会議に諮り、討議を行わないで、これを決定するものとする。

3 会長は、採決するときは、その旨を宣告するものとする。

（会議録）

第6条 審議会は、会議録を作成するときは、次の事項を記録するものとする。

- （1）開会及び閉会に関する事項並びに開催年月日時
- （2）出席委員及び欠席委員の氏名
- （3）議事日程等
- （4）議案に関する議事及び議決の状況
- （5）議案及び関係資料
- （6）その他審議会が必要と認める事項

2 前項の場合において、会議録は、審議経過、結論等が明確となるよう作成し、審議会の会議において確認を得るものとする。ただし、非公開の会議に係る会議録の確認を得る場合、又は次回の会議開催まで1か月以上を要する場合は、各委員への持ち回り又は会長があらかじめ指名した者により、確認を得るものとすることができる。

（部会）

第7条 条例第6条の規定に基づき設置する部会に副部会長を置き、部会の委員の互選により定める。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 部会には、会長の指名により部会委員以外のものを出席させ、意見を求めることができる。

(部会の開催)

第8条 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会の会議は、部会の委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 部会の議事内容は、部会長が精神保健福祉課長に報告する。また、精神保健福祉課長は、部会長から報告を受けた内容を審議会において報告する。

(会議の公開)

第9条 審議会の会議は、公開とする。

- 2 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会議の受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示により、傍聴席に入るものとする。
- 3 傍聴定員は、申し込み先着順とする。

(会議資料の配付)

第10条 審議会の会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）に会議資料を配付する。この場合において、傍聴者に配付する会議資料の範囲は、会長が定める。

(秩序の維持)

第11条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席するものとする。

- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第12条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等、会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第13条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、会長は、その旨を宣告するものとする。

- 2 会長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。
- 3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(幹事)

第14条 条例第7条に定める幹事は、健康福祉局障害福祉保健部長が行う。

(庶務)

第15条 審議会の運営に必要な事務は、健康福祉局障害福祉保健部精神保健福祉課において処理する。

(委任)

第16条 条例及びこの要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の議決を経て会長が定め、部会の運営に関し必要な事項は、部会の議決を経て部会長が定める。

附 則

この要領は、平成8年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年11月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。